

平成24年第2回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成24年6月19日 開会

平成24年6月21日 閉会

奈井江町議会

平成24年第2回奈井江町議会定例会

平成24年6月19日（火曜日）
午前9時57分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - 1. 会務報告
 - 2. 議会運営委員会報告
 - 3. 委員会所管事務調査報告
 - 4. 例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第 1号 平成23年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 2号 奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について
- 第 8 報告第 3号 奈井江町土地開発公社経営状況の報告について
- 第 9 報告第 4号 教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第10 議案第 1号 平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議案第 2号 平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第 3号 平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第 4号 平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第 5号 平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第 6号 平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第 7号 平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第2号）

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤	共子	2番	石川	正人
3番	三浦	きみ子	4番	大矢	雅史
5番	森岡	新二	6番	森	繁雄
7番	笹木	利津子	8番	森山	務雄
9番	鈴木	一男	10番	堀	松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北	良	治
副	町	三	本	英
教	育	村	上	清
会	計	篠	田	茂
ま	ち	相	澤	公
く	ら	小	澤	克
ふ	る	碓	井	直
お	も	岩	口	茂
ま	ち	大	津	一
健	康	小	澤	敏
や	す	表	久	義
教	育	鈴	木	隆
ふ	る	秋	葉	秀
教	育	萬	孝	志
農	業	桑	島	雅
代	表	中	野	浩
監	査			二
委	員			

○ 欠席した者の職氏名

おもいやり課付課長	南	秀	則
-----------	---	---	---

○ 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	萬	博	文
庶務係長	栗	山	ひろみ

(9時57分)

開会・挨拶

●議長

おはようございます。

只今、出席議員10名で定足数に達していますので、平成24年奈井江町議会第2回定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、3番三浦議員、4番大矢議員を指名致します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から21日までの3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から21日までの3日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(9時59分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。

第2回定例会出席大変ご苦労さまでございます。

今定例会までに議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

委員会の開催日、調査事項、調査内容でお話をさせていただきますので、よろしく願います。

委員会開催日3月5日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容は、①日程の一部変更についてでございます。

委員会開催日3月7日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営について、調査内容は、①継続審議の件についてでございます。

委員会開催日は3月12日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容は、①今後の地域活性化ホールの審議方法について、②追加議案についてでございます。

続きまして、委員会開催日4月25日でございます。調査事項は、第2回臨時会に関する議会運営についてでございます。調査内容と致しまして、①会期及び議事日程について、②議案審議についてでございます。

続きまして、委員会開催日は6月14日でございます。調査事項は、第2回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容は、1から5までありまして、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④請願、意見案、陳情、要請等の取扱いについて、⑤会議案等についてでございます。

以上、委員会を開催しておりますので、ご報告を申し上げます。

3. 委員会所管事務調査報告

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

第1回定例議会出席、大変にご苦労さまでございます。

それでは、まちづくり常任委員会が第1回定例会以降、4回、4日間にわたり開かれておりますので、ご報告を致します。

まず、委員会開催日4月17日、調査事項、調査第1号「保育所の管理運営について」

おもいやり課長、課付課長、保育所所長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容につきましては、1. 奈井江町保育の状況について、2. 平成23年度保育所保育料基準について、3. 保育所の費用徴収階層別措置人数について、4. 在籍数について、5. 職員の配置状況について、6. 一時保育について、7. 子ども・子育て新システムについてであります。

資料につきましては、別紙のとおりとなっております。

意見要望でございますが、保育所業務は、本町の最重要課題の1つである子育て支援策の大きな柱となっている。委員会資料を見ても、昭和62年当時、学童年齢前児童数517人、出生数69人に対し、昨年度では、学童年齢前児童数、64.4%減少の184人、出生数では、62.3%減少の26人と少子化が進んでいる状況において、保育所の現員数は、ほぼ昭和62年度と同数の70人を超過しており、町民の付託に応えているものと考えます。

なお、現在、保護者の就労実態が、近隣市町への広域化や勤務時間の多様化等変化していることから、保護者のニーズを充分把握し、延長保育も含めて実情に即した運営に努めて頂きたいというものであります。

続きまして、委員会開催日5月15日、調査事項、調査第2号「作況状況と農業政策について」

行政報告「水源林造成事業の実施について」

ふるさと振興課長、課長補佐、農政主幹、農政係主査の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容、1. 農作物の作況状況について、2. 人・農地に関する施策について、3. 水源林造成事業の実施についてであります。

資料は、別紙のとおりでございます。

意見要望と致しまして、調査資料において、昨年の作況状況では、稲作、主要青果共に前年を上回る取扱高となり、特に稲作においては、高品質米の割合も高く、全量1等米の結果となり、本町農業者の技量の高さと弛まないご努力に敬意を表する。

今般の調査では、本年度から実施される「人・農地プラン」について、説明を受けたが、本町農業の将来性を見据え、農業者のニーズに即した事業となるよう努力願いたい。

また、農地保全、更には防災対策において、有効とされる「田んぼダム」についても農業者と連携を図りながら積極的に推進願いたい。

本日、併せて、本年度より実施されることとなる「水源林造成事業」に関し、行政報告があった。本事業は、独立行政法人森林総合研究所と地元森林組合と町との3者により、無立木地の町有林50haを長期にわたり、管理保全しようとするものであるが、町民の財産である町有林を管理する上で有効な施策であることから、今後とも対象林の拡大に向けて努力願いたい。というものであります。

続きまして、委員会開催日5月22日、調査事項、調査第4号「広域行政の取り組みについて」

まちづくり課長、企画広報係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容、1. 一部事務組合・広域連合の加入状況について、2. 一部事務組合で実施する主な所管事務内容について、3. 広域連合で実施する主な所管事務内容についてであります。

資料は別紙のとおりでございます。

意見要望と致しましては、本町では、従前より、広域行政に積極的に取り組んでいる。

近年では、町民生活の根幹である水道行政において、多額の町費が必要とされた浄水場の更新問題について、町民と協議を重ね理解を得ながら、単独事業から、広域事業に移行し、水道行政の安定化を果たした。更には、近隣1市5町による空知中部広域連合

を立ち上げ、全国に先駆け、国保・介護保険業務等の広域化を推進するなど、高い評価を受けている。

地方財政を取り巻く情勢が大変厳しい状況下にあつて、職員数や財源に限られる中、多様化・高度化する住民ニーズに対応するためには、広域行政の推進が不可欠である。

今後とも近隣市町と連携協議を行い、広域化による更なる行政事務の効率化に努めていただきたい。というものであります。

4つ目と致しまして、委員会開催日5月23日、調査事項、調査第3号「商工業の振興について」であります。

ふるさと振興課長、課長補佐、商工係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容としましては、1. 各統計調査による推移について、2. 奈井江町企業立地促進補助金について、3. 企業誘致訪問活動の状況について、4. 奈井江町中小企業振興保証融資について、であります。

資料は、別紙のとおりとなっております。

意見要望と致しましては、本町の製造品出荷額等の状況において、平成22年度の出荷額では、対前年度比48%増となり、リーマンショック以前の状況に回復している。

更には、従業者数も対前年度8.4%の増加となり、地域経済や雇用形態に復調の兆しが見受けられ、喜ばしい限りである。

このように本町は、優良企業の誘致により、本町のみならず近隣市町の地域経済を支えている実績がある。また、町内企業においては、独自技術により、町内外から注目を受けている企業もあり、確実に工業の町としての裾野が広がりつつある。

国内経済は依然として、電力事情も相まって不透明感が強いものがあるが、地域経済の活性化と雇用情勢の安定化に努めていただきたい。

次に、資料に記載されている商業統計調査を見ると、平成16年度対比、平成21年度までの6年間において、15事業所、123名の従業員数が減少しており、地域商業の厳しい状況下が顕著に見受けられる。

そのようなことから、その支援策である「中小企業振興保証融資」は、文字どおり町内中小企業の経営安定化に向けての大きな柱の一つである。

しかしながら、委員会資料の融資状況では、平成21年度の1件以降、融資実績がない状況である。

現在、制度の見直しも含めて検討されているが、町内事業者の状況とニーズ等を把握して、制度の有効活用を図るよう努力願いたい。

このようになっていきます。

以上で、所管事務調査報告を終了します。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告（町長、教育長）

（10時12分）

●議長

日程第4、行政報告を行います。
町長。

（町長 登壇）

●町長

皆さん、おはようございます。
大変ご苦労さまでございます。

平成24年第1回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まず、まちづくり課関係でございますが、4月1日、1市2町で構成する砂川地区広域消防組合に、上砂川町が新たに加わりました。

現在、消防本部および消防署については41名。奈井江・浦臼統合支署においては21名でございます。上砂川支署には15名の職員を配置したほか、1市3町にそれぞれ消防団を設置致しまして、職・団員が一丸となって各種災害に備えているところであります。

4月26日でございますが、北海道町村会第66回になります。定期総会・理事会が開催されました。

「町村財政基盤の強化」「農業者戸別所得補償制度の充実」等、行政各般にわたる政務活動方針が決定されました。

6月6日には、この方針に基づきまして、15項目に及ぶ重点提案事項について、各省政務三役等に対しまして、「中央実行運動」を行ったところであります。

次に、まちなみ課関係でございます。

5月1日に、昨年に引き続き、「全町一斉クリーン作戦」を実施しております。

この取り組みにつきましては、一昨年の「町長と語る会」において、子どもたちから、「町民みんなでゴミを拾い、環境に良いことをしたい」との意見が出されたことを受けまして、今年も、各小中高校、地域や企業の皆さんなど、約750名の参加により実施されました。

子どもたちの提案が、町民の皆さん方のご理解を得て開催された事業でありまして、奈井江町のまちづくりにとっても、大きな意味を持つものであります。

今後も継続して実施されることを期待しているところでございます。

次に、書面に記載がございませんが、2点のことについて、ご報告を致します。

1点目につきましては、「町内企業の近況について」であります。

町内で電気部品関連の「抵抗器」を製造する立地企業とは、本年1月以降の懇談の場におきまして、「現在の円高等の対策と致しまして、奈井江町の生産部門を東南アジアに移転するため、3月より希望退職者を募る」等の方針について、説明を頂いております。

その後の状況を把握するため、6月15日にその企業を訪問致しまして、工場長から話を伺って参りました。

現在の状況と致しまして、「奈井江町のこれまでの生産部門が全て海外に移転となる」ことから、「6月末まで希望退職者を募っており、現在まで62名の社員の応募」があり、そのうち奈井江町に居住している方が20名となっております。

会社と致しましては、退職者に対して、「ハローワークを始めと致しまして、関係機関の協力の下、再就職などの支援に取り組んでおりまして、今後は外部の会社にもその対策を依頼するなど、これから半年間も引き続き、バックアップして行く方針」であることを社員に説明するなか、現在、「社内的には、落ち着いた状況にある」という報告を伺っているところでございます。

工場生産ラインの移転後における奈井江工場の体制につきましては、116名の社員によりまして、新たに会社の研究部門を担うと共に、そのパイロットラインの整備のほか、海外工場の支援も、引き続き行っていくとのことでございました。

また並行して、日々変化する環境に対応するため、新たな研究開発にも取り組んで行く事を考えているとのことでございました。

このような状況から、今、直ちに町に対して雇用対策を求められている状況ではありません。

しかしながら、企業の経営体系の変化において、従来の国内の工場を研究、あるいは技術開発の拠点として利用しながら、海外の労働力の活用に見出す実態が、この地方において、起こっていることについて、何らかの対応が必要と考えております。

地方に立地する企業の動向は、町村会等を通じながら、国・道などにしっかりと伝えながら、地域の振興発展に繋がる新たな支援策を要請して参りたいと考えております。

2点目でございますが、「節電に対する町の取り組みについて」であります。

5月18日、北海道電力・奈井江発電所の山崎所長が来庁されまして、今夏の電力需給状況について説明を受けると共に、7月23日～9月14日までの節電に関する協力依頼がありました。

「役場では以前より、積極的に節電に取り組んでいること」については、既に理解を頂いている所ではありますが、“計画停電の実施”となりますと住民生活はもちろん、病院や企業等においても、大きな影響が出ることから、「少しでも協力できるところは協力して行く」との方針を持った、全庁的な対応について指示を行い、改めて“公共施設の節電に対する行動計画”を見直し、6月より、取り組みを行っているところでございます。

以上、行政報告と致します。

(教育行政報告)

(10時19分)

- 議長
教育長。

(教育長 登壇)

- 教育長
改めまして、おはようございます。
第2回定例会の出席ご苦労さまです。
お手元に、教育行政報告書をお届け致しておりますが、3点につきまして、ご報告を致します。

第1点目ですけれども、4月2日、教職員辞令交付式、並びに6日、小・中学校の入学式・始業式に係わって、平成24年度の小・中学校の学級編成、教職員の配置についてご報告を致します。

奈井江小学校の児童数は197名で、前年度比14名の減となり、普通学級6学級、特別支援学級3学級、前年度比2普通学級が減となりました。

教職員の異動につきましては、校長、教頭は変わりなく、教諭では、勸奨退職1名、学級減による過員解消で2名、異動により1名、計3名の転出、新に2名の転入、町費職員として特別支援教育支援員1名の交代、教職員の総数は、前年度比2名減の18名であります。

江南小学校の児童数は75名で、前年度比8名の減となり、普通学級6学級、特別支援学級2学級で、学級数は変わりません。

教職員の異動につきましては、山下校長が定年退職となり、後任には月形札比内小学校より、末吉（すえよし）校長をお迎え致しました。

教諭では、2名の転出、転入があり、事務職員の交代と栄養教諭1名が、新たに配置され、本年度2名体制となります。

町費職員として特別支援教育支援員1名を交代し、教職員の総数では、前年度比1名増の15名であります。

奈井江中学校の生徒数は174名で6名の増となり、学級数は、各学年2学級の6学級で、特別支援学級は2学級で、学級数は変わりません。

教職員の異動につきましては、岩見沢市東光中学校より海藤（かいどう）校長、中央長沼中学校より高見（たかみ）教頭をお迎え致しました。

教諭では、1名の転出、転入に加え、生徒指導教諭として1名を配置し、事務職員が交代、教職員の総数では、前年度比1名増の18名であります。

第2点目は、5月7日開催の「公立高等学校配置計画地域別検討協議会」についてであります。

新たな高校教育の指針に基づき、平成25年度から平成27年度の「公立高等学校配置計画」の見直し、検討を行うこととし、24年度の空知北学区における各学校の欠員状況や、今後の中学校卒業者の減少傾向が示されたところであります。

6月5日開催の北海道教育委員会において、公立高等学校配置計画案、平成25年度から平成27年度が審議され、議決を受けて、公表されたところであります。

空知北学区において、24年度の入学者選抜における1間口の定員以上の欠員を生じた、芦別高校の普通科、深川東高校の流通経済科が1学級減となり、従前から示されていた、平成25年度、赤平高校の普通科の募集停止と、新たに、奈井江商業高校の商業科1学級減が平成27年度から行うことが示されました。

地域からの要請のあった芦別高校では、職業学科の学科転換ということで25年度から普通科4学級の募集となります。

28年度から31年度までの4年間において、空知北学区の中学卒業者が、平成24年度1,229人に対し、平成31年度では1,001人で228人減少することから、この4年間で4学級から5学級相当の調整が必要であり、滝川市内において、市立高校を含めた高校配置のあり方、職業科、特に商業科の配置のあり方、小規模校において、中学卒業生や欠員状況を勘案し、学級減や再編整備を含めて配置のあり方について検討が必要であるとしております。

この案は道議会文教委員会に提案、公立高校配置計画地域別検討協議会において、説明会の後、9月上旬には計画案を決定する見通しとなっております。

奈井江商業高校における生徒確保につきましては、大変、厳しい環境にあります。学校とも連携を深めながら25年度の生徒確保に努力し、商業高校の存続に向けた取り組みを進めて参りたいと考えております。

第3点目は、新設する奈井江小学校の校章、校歌の決定についてであります。

平成23年11月1日から同年12月27日の2カ月間にわたり、新設する奈井江小学校の校章・校歌の案を募集して参りました。

全国各地から校章においては44作品、校歌の作詞が6作品、作曲が1作品の応募を頂きました。

統合準備委員会では、平成24年2月7日と平成24年4月23日に、応募頂いた作品を慎重に審査した結果、全会一致で新設する小学校にふさわしい校章、校歌を1作品それぞれ選定致しました。

教育委員会では、平成24年4月27日開会の委員会において、統合準備委員会を選定した校章、校歌の作品を新設する奈井江小学校の校章、校歌として決定致しました。

決定した校章には、弘前市在住の工藤 和久（くどう かずひさ）氏の作品、校歌には、東大阪市に在住の駒井 瞭（こまい りょう）氏の作詞の作品、札幌市に在住の朝倉 修（あさくら おさむ）氏の作曲の作品に決定致しました。

このことについては、ホームページでお知らせをしていたところでございます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時27分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。
質問は、通告順とします。

(1. 2番石川議員の質問・答弁)

(10時28分)

●議長

2番石川議員。

(2番 登壇)

●2番

皆さんおはようございます。

第2回定例会ご出席お疲れさまです。

私は、本定例会の一般質問として、奈井江町の情報の発信の現状と今後の取り組みと必要性について、大綱で1点、細目で3点町長に伺います。

町長は町政執行方針の中で、平成24年度においても、「みんなで考え、共に町を創る」という姿勢に立ち、まちづくり町民委員会や、高齢者支援ネットワークをはじめとする、様々な会議において、町民と皆さんとの対話を進め、町の発展と安心して住み続けられる環境づくりを目指すと提言されました。

このことは、地域の活性化とまちづくりへの町民参加の推進には大切なことであり、私も、大いに賛成であります。

さて、皆さんご存知のように、奈井江町議会のホームページがリニューアルされております。

新しいホームページには、会議の予定や前年度の会議の状況などをはじめ、直近の定例会の議事日程と一般質問の要旨、議決された議案や意見書、委員会報告がアップされております。

今日現在では、今年3月に行われた平成24年度第1回定例会と4月に行われた第2回臨時会の会議録、本日からの第2回定例会の関係事項などが公開されております。

これは、以前のホームページと比較すると、かなり詳しく議会の情報が公開されていると思います。

行政においても、様々な方法で、情報公開されていることは、皆さん既にご周知のことと思います。

また、冒頭申し上げたように、町政執行方針にも平成24年度においても、様々な委員会や懇話会を通じて、町民の皆さんとの対話を進めていくとの提言もありました。

私は、役場や議会の情報がより身近により分かりやすく発信されて、町民がそれに便利に答えることが出来れば、まちづくりへの町民の参加が大きく前進すると思います。

そのためには現在、奈井江町で行われている情報発信を更に一歩進めることと、加えて、情報の受発信を行える仕組みを作るべきとも考えております。

また、情報の発信の方法として、従来の文字や写真によるものや、委員会や懇話会という対話によることに加えて、映像と音声を積極的に取り入れるべきと考えております。

そこで、いくつかの提案を含めた、質問を致します。

まず、議会や委員会が開かれているこの場所は役場の3階にあります。

この場所は、町民の皆さんが傍聴するには、便利な場所とは言い難いと思います。

だからといって、エレベーターを設置する等、大幅な改築は非常にコストが掛かり、私もそれは求めてはおりません。

また、庁舎内には、音声で議会の状況を放送しており、1階のロビーでも傍聴は可能です。

しかし、現在では、傍聴を勧めても、町民の皆さんには少しく不便であり、特に、冬期間等は役場まで来ること自体、大変、負担が掛かると思います。

近隣市町村では、色々な手段で情報発信を進めていると聞いております。

先ほども申し上げましたが、文字や写真、音声、映像を駆使して、様々な取り組みを行っているようです。

そこで1つ目の質問は、私は町内市街地に敷設してある街頭放送設備は音声による情報発信の有効な手段であると思うのですが、そのような既存の設備を役場や議会の情報発信に利用することが可能であるか、また、必要であれば、新しい設備を備えて、公共施設を含めた各家庭に音声による情報発信を進めるお考えがあるかを伺いたいと思います。

●議長

(10時32分)

只今の質問に対する答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、いわゆる情報公開におけるですね、町の今までのやってきたこと、どのように、これからですね、情報を発信をし、町民と情報を共有していくかという意味では基本的に非常に大切なことであります。

それが住民参加の基本であると、こういうふうに私も思っているところでございます。

そこで、1点目の街頭放送を含めて設備等について、消防・奈井江支署のスピーカーと、国道12号沿線の13号から17号、道々江別奈井江線の国道から西1線区間に配備した流雪溝のスピーカーが該当し、現在でも、これらの施設を活用して、選挙啓発等に利用をしております。

放送の頻度によりまして、地域住民の方から苦情を受けたこともあるため、町民の理解を得ることも必要であり、慎重に利用して参りたいと思います。

ただ、やはり、町民に内容を説明してですね、情報をどう共有するか、そして、都市の方ではですね、また地方でもそうでございますけれども、情報を発信して、うるさいという声はあまり聞いておりませんから、どういうところが問題になるのか、どういうことがうるさいのか、こういうことも含めてですね、内容において、十分、検討した上でですね、地域の理解を含めてですね、していかなければいけない、こういうふうに考えております。

その中でですね、慎重に、利用して参りたいと思いますが、行方不明者の周知や災害等、緊急時においては、今後も積極的に活用して参りたいと考えております。

私言うのは、先ほど言いましたように、議会もですね、傍聴者も沢山おられますけれども、より、やはり町民に発信していく必要があるのではないかと、音声で、あるは、画像でですね、聞くのも一つのですね、町民参加の大きなウエイトでないかと、またそのとおりでございます。

ただ、どういうふうにやらなければいけないか、こういうことも含めて、既存の施設も含めて、活用出来るものは活用していかなければいけないと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁と致します。

●議長

(10時35分)

2番石川議員。

●2番

街頭放送についての答弁ありがとうございます。

私も以前から多くの地域で行われているこの放送が、私たちの町でも実現出来て、情報や音楽を流すことが出来たら、町が明るくなり、町民への情報も、きめ細かく伝えることが出来ると思っておりました。

それと、各家庭への情報の配信でございますが、他町村の実例では、新篠津村の防災無線があります。

当時、北海道の地域振興補助金を利用したこの設備は放送についての決められたマニュアルはなく、自治体の裁量でどのような放送を流すかを決定出来るようです。

新篠津村では、雪害による臨時休校、通行止め、バスの運休等や消防からの案内、食中毒警報、村に関するテレビ放送の案内、イベントの紹介等を現在も放送しているようです。

このようなことは、先に述べた街頭放送とともに、町民の利便性を考え、生活に潤いを与える良い方法であると思うのですが、これについてご答弁お願いします。いかがですか。

●議長
町長。

(10時36分)

●町長

新篠津の関係については、私も耳にしており、聞いております。

非常に有効な活用だと思いますが、そこをどういうふうにしたらいいかということも含めてですね、中長期的に考えていきたいと、こういうふうを考えておりますので、今、直ちに取り組むというわけには、なかなかいかないと思います。

設備等も含めてですね、こういったことも考えながら、色々なソフトの面ですね、内容を整理といいますか、これを整えていかなければ、出来ないと、こういうふうに思いますので、ちょっと中長期的に時間を貸して頂きたいと、将来的に必要なことは事実だと思えます。

以上です。

●議長

石川議員。

(10時37分)

●2番

どうもありがとうございます。

次に、情報の発信にインターネットによる動画共有サービスを利用することについて質問致します。

総務省の調査によると、2010年末のインターネット利用者は9,462万人になり、人口普及率は78.2%に達しました。

世代別では60歳以上の伸びが著しく、特に65歳から69歳が大きく増加しているようです。

その中で、自宅のパソコンから接続にブロードバンドを使用している世帯は77.9%を占めており、そのうち、光回線を利用している世帯は50%以上となっております。

この9,400万人以上の国民が利用し、現在も普及率が伸び続けているインターネットを利用して、画像と音声を配信している市町村が年々増えております。

そのサイトの中にユーストリームというものがございます。

これは、2007年に設立された動画共有サービスであり、比較的安価で利用できるようです。

2つ目の質問は、このようなシステムを利用して、映像と音声による情報発信を行うお考えがあるかを伺いたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(10時39分)

●町長

2点目でございますが、インターネットによる音声、映像の情報発信ですが、インターネットを取り巻く技術の革新については、情報の発信、受信、共に年々、手間や費用が掛からず利用出来るようになってきております。

今、石川議員のおっしゃるとおりでございます。

現在のところ、町のホームページにおいてもですね、来年、開校となる“新しい奈井江小学校の校歌”が、視聴出来るようになっております。

手間や費用のほか、セキュリティの問題も課題もございますが、来年、オープンを予定しております（仮称）地域活性化ホールにおいて、パソコン等で視聴出来る企業の紹介や奈井江町のPR等についての取り組みを考えておりました、今後、奈井江商業高校とも、よく相談しながら、十分、検討して参りたいとこのように考えております。

ご理解をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長 (10時40分)
2番石川議員。

●2番
私が、インターネットによる映像と音声で情報発信を提案する理由については、まず、コストが安いということです。

今ほど町長もおっしゃったようにですね、もう一つはやはり音声付の動画はインパクトが強いということでございます。

幸いにして、町内にはほぼ100%光回線が普及しており、このような手段で、各家庭に情報を配信するインフラは整っております。

これが実現されれば今、町長がおっしゃられたように、新しくできる（仮称）活性化ホールについてのパソコンの有効活用での配信も可能となりますが、再度、町長にもう一度、踏み込んだご答弁を頂きたいと思っております。

●議長 (10時41分)
町長。

●町長
今の提案も含めてでございますが、色々と内部で検討してみたいと思っておりますが、ただ、直ちに出来るかとなりますと、全般的にはですね、なかなかやっぱり一つ一つ積み上げていかなければならない問題もございますから、その点については、ご理解を賜りたいと、こういうふう考えております。

ご理解頂きたいと思っております。

●議長 (10時42分)
2番石川議員。

●2番
今のご答弁のように、確かに時間はかかると思っております。

まず、ある程度まですすんでいいともですね、これから積み上げていくためには、時間と計画をしっかりと立てなければならぬと思っております。

只今、私は2つの質問で、町内の情報が音声と映像によって、より身近に、より分かりやすく町民に伝える方法について伺いました。

次に、行政と町民の皆さんとの情報の受発信について、伺いたいと思っております。

今、話題になっている世界中で8億人以上のユーザーを持つといわれている世界最大のソーシャルネットワークサービスである、フェイスブックというのがあります。

ソーシャルネットワーキングとは、人と人との繋がりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービスであり、その主な目的は、人と人とのコミュニケーションにあります。

友人、知人間のコミュニケーションを促進する手段、場所、あるいは、趣味や趣向、居住地域、出身校、友達の友達といった自分自身と直接関係のない他人との繋がりを通じて、新たな人間関係を構築する場を共有しているサービスでございます。

人と人との繋がりの上で、交流するという意味で、日本にもミクシィやグリー等がありますが、この一番の違いは、このフェイスブックは実名でなければ登録できないということです。

このことによって、フェイスブックは現実の世界での人間関係を基にして交流するように設計されております。

また、必要に応じて、個人情報の安全性やプライバシーを守る対策は、きちんと考慮されており、今後一層、利用者が増えると予測されております。

近隣市町村においても、今後の研究課題として取り組むところがあるようですが、3つ目の質問は、町民の皆さんとの情報の交流のために、今後に向けて、研究するべきであると思うのですが、いかがでしょうか。

●議長
町長。

(10時44分)

●町長

3点目でございますが、町民との情報の受発信について。

現在のところ町のホームページにおきまして、ご存知のとおり写真付で行事の紹介記事を掲載しております。町長に手紙を出す運動では、電子メールを利用して、相互にやり取りするなどの取り組みを行っております。今後も、IT技術を活用した情報発信の他、生活支援、災害対策等についても議論を深めて参りたいと考えております。

また、奈井江町は大きな都市と違って、町民一人ひとりと膝を交えて対話ができる町でもございます。

技術革新の一方で、「町民との対話と協調」が、かねてから私の姿勢でございますから、様々な会議、会合などを通じながら、直接、町民の意見を聞くと共に、私の考えについても、お話を参りたいと思っております。

そういったことも大切にしながら、今後も様々なチャンネルを通じながら住民ニーズを捉えながら、町政の推進にあたっていきたく、こういうふうに思います。

今ほど、フェイスブック等を含めてですね、色々事例が挙げられました。

今後、他の町でも研究課題としているところですが、奈井江町はどうだと、こういうことでございますが、これ全般に渡って、3点に渡ってのですね、重なるところがございまして、先ほど言いましたように、やはり積み上げていかなければいけない。

その中で、どういうふうにしたら一番いいかということも含めながらですね、検討することを考えていきたく、こういうふうに思っております。

よろしくご理解の程をよろしくお願い致します。

以上、答弁と致します。

●議長
石川議員。

(10時46分)

●2番

只今、町長のご答弁の中にもありましたように、このような情報の受発信を含めた相互通信は、平常時には、役場や議会の情報を含めた生活情報を町民にお届けすることができ、町民からの情報を素早く受け取ることができます。

非常に大切、必要なことと思っております。

ただ、若干の期間、今後の研究課題ということは、これは私もそのとおりだと思います。

また、このことを中心に医療や福祉をはじめとする様々な行政サービスをきめ細かく町民に提供する手段として、多方面、多目的に活用出来ると思えます。

そして、何よりも災害時などの非常時には安否確認を含めた町民の安全を守ることに、役立てることが出来ると思えます。

ここでご提案なんですが、現在、役場職員には、若手を中心にITに詳しい方たちが多数いらっしゃると思いますが、先見投資の意味も含めて、その方たちのスタッフ等を作り、提案を求めることも一つの方法であると思うのですが、いかがでしょうか。

●議長

町長。

●町長

おっしゃるとおりで、そういうことも含めて、検討して参りたいと考えております。

●議長

石川議員。

(10時47分)

●2番

町長は日頃、行財政改革に一身に取り組んでいらっしゃいます。

また、同僚議員の皆さんも、私が議員になる前から、議会改革を訴えております。

改革とは、私はいらないものを無くすことと、必要なものを創ることであると思っております。

私は冒頭申し上げたように、行政や議会の情報がより身近により分かりやすく発信されて、それが、町民がそれに便利に應える事が出来れば、まちづくりへの町民参加が大きく前進すると思えます。

世の中には、デジタル化が進み、パソコンや携帯電話が普及して、非常に多くの情報が家庭に居ながら、それからポケットの中から得ることが出来ます。

私は、このようなことが全て良いことだとは思いませんが、便利であることだけは間違いないと思えます。

私たちの町も情報の安全性を確認しながら、町民の皆さんと役場や議会が便利に情報の受発信が行えて、役場や議会がより身近に町民の皆さんに接することができ、更にきめ細かな行政サービスが行えることを期待して質問を終わりたいと思えます。

どうもありがとうございました。

●議長

以上で、石川議員の一般質問を終わります。

11時00分まで休憩と致します。

よろしく願いを致します。

(休憩)

(10時49分)

(2. 7番笹木議員の質問・答弁)

(11時00分)

●議長

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。
7番笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

7番、笹木利律子です。

先の通告に従い、町長に2点お伺い致します。

始めに「介護支援ボランティア制度の導入について」お伺い致します。

もともとボランティアとは、「志願者」、「有志者」という意味から、誰もが自分で出来る事を自分の意思で周囲と協力しながら、無償で行なう活動の事を言います。

奈井江町においても多くのボランティア団体が社会福祉協議会に登録されております。ですが、どの団体も高齢化が進み次世代の加入が難しく、先細りしているのが現状です。

だからといって、ボランティア活動に参加していただける、お元気な高齢者の方がいらっしゃらないという事ではありません。

この様なお元気な高齢者の方に、何かしら楽しみを持って多くの方に参加していただきたいとの思いで、今、全国でも実施している自治体が増え、登録者数も2万人に近づきつつある「介護支援ボランティア制度の導入」についてお伺い致します。

私は、同じ質問を平成21年第2回定例会で質問させていただきました。

この事業は平成19年5月から実施できる事が可能になり、先端を切って実施した稲城市の事例を挙げ、奈井江町としての推進の取り組みを町長にお伺い致しました。

この制度は、地方自治体が介護支援に関わるボランティア活動を行なった高齢者、原則65歳以上に対して、換金可能なポイントを付与し、介護保険料を軽減する制度です。

運営は、町が「介護予防事業」として行い、登録や手帳の交付・ポイントの管理・付与は、社会福祉協議会が行っております。

ボランティア活動は恵まれている者から恵まれない者へ、健常者から障がい者へ、裕福な者から貧困な者へという事ではなく、自立した町民による相互の活動であり、町民同士がお互いに対等につながる活動であると思います。また、行政や企業等と共に高齢者の方は、町の発展を支える重要な担い手でもあります。

高齢化が進む一方で、高齢者の方の余暇時間が増え、ボランティア活動を通して社会に貢献したい、生きがいのある充実した日々を送りたいという方が増えている事も、全国でのアンケートで明らかになっております。

確かにこの「介護支援ボランティア制度の導入」にあたっては、実施に向け、様々な作業が伴いますが、それ以上の効果があるのではないかと考えます。

まずはボランティア登録をしていただき、受け入れ先の紹介を受けて「介護支援ボランティア」を行ないます。

この受け入れ先の多くは、老人福祉施設・老人保健施設の通所介護、デイサービスや病院の通所リハビリの介護・グループホームでの介護支援などの実施になります。

自己負担として「ボランティア活動保険」の加入300円程度がありますが、1日2時間の活動と、換金は年間5千円が上限となっております。

今、登録されているボランティア団体の皆さんにも、様々な活動を通し頑張っていたいている所ですが、介護支援ボランティアとして改めての導入と呼びかけにより、今迄ボランティアに参加できなかった、新しい方の参加が期待できるのではないのでしょうか。

また、今進められている「地域活性化ホール」においても、高齢者の方の多くの利用が望まれますが、町のイベント等の開催時に介護が必要な方も安心して参加していただける様、介護支援ボランティアの方に活動していただく事により、より町民に近い活性化ホールになるのではと思います。

高齢化が進む中、介護予防効果の期待だけでなく、地域の活性化や特に大事な住民同士のつながりの強化が図られます。

これからの高齢化社会を乗り切る重要な施策と捉え、全国で増えてきている「介護支援ボランティア制度の導入」について町長にお伺い致します。

●議長
町長。

(11時05分)

(町長 登壇)

●町長

笹木議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、介護支援ボランティア制度の導入についてということでございます。

本町もご承知のとおり、高齢化率も35%を超えております。

今後ますます高齢化が進んでいくと思います。

介護が必要な方はもとよりでございますが、独居世帯や高齢者世帯が増えることと思えます。

その中で、現在、施設、在宅での介護サービスや様々な介護予防事業の推進とともに、町民の皆さんのご協力によりまして、健寿苑、やすらぎの家、在宅での配食サービスなどのボランティア活動を行って頂いております。

しかしながら、高齢化とともに後継者の問題から、活動人数が減少しております。

先ほど、笹木議員がご指摘あったとおりでございます。

そういったことも課題となっておりますが、ご質問の「介護支援ボランティア制度の導入」につきましても、稲城市の取り組みを発端と致しまして、国全体も、地域の創意工夫のもと、元気な高齢者が地域で貢献できるような多様な取り組みを推進し、支援する考えと伺っております。

本町と致しましても、これからの高齢社会に向け、安心して暮らすことのできる地域づくりのためには、地域全体で支え合うネットワークづくりが重要でございまして、町民自らの社会活動の推進と、共助の精神のもと、高齢者の見守り、声かけなどの在宅、または施設における新たな支え合いボランティア活動の再構築に向け、準備を進めたいと思えます。

再構築にあたっては、公的に支援出来ることはしっかりと支援していかなければならないと思えます。

ボランティアだけではですね、限界も少しあります。ということは、生きがいを求めだとか、様々な面で多様な活動をして頂いていることは事実でございますが、それだけにですね、今は高齢化率が高くなって、支える側が非常に少なくなっているということも、これも厳しく見ていかなければいけないだろうと、こういうふうに思います。

再構築に向け準備を進めて参りたいと思えます。

再構築に当たっては今、申し上げましたように、公的に支援できるもの、そして町民の皆さん方「自助・共助・公助の理念」を再度確認し合いながら、どのような活動が必要か、また、より多くの方々が活動して頂くためにはどうすべきか、先日の高齢者支援ネットワーク懇話会の中で、私の方から提案させて頂きまして、今後、重点的に協議を進めて、様々なご意見を聞きながら進めて参りたいとこのように考えていますので、ご理解頂きたいと思うところでございます。

例えば、自助といいますか、自分で出来ることと、それぞれお互い助け合うこと、共助、そして、町の政策上の公的手段としてどんな支えが出来るか、これを一つ組み合わせながら、ボランティア活動をよりやりやすく、稲城市がポイント制でやっております。

ただ、あそこは、率直に申し上げますと、ちょっと都市型でありまして、人口数から何から規模から違います。

高齢化率23%ぐらいということを含めてですね、考えますと、あのようなことを地方でやれるかということ、地方でやっているところもありますけれども、非常に、やはり行き詰るといいますか、とこがありますから、政策とどう公的に、助けに、支えあいながらですね、これを自助、公助、共助、一つのラインにして、どういうふうに繋げていくかということも含めてですね、より具体的な良いものを考えていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと、以上、答弁と致します。

●議長

(11時09分)

笹木議員。

●7番

今ほど町長にご答弁を頂きました。

稲城市の事例も町長もよくご存知の、これが始まった時に、まず真っ先に実施された市であります。

ポイント制度でということ。

確かに大きい町と小さい町という部分ではあろうかと思うんですが、私一番思うのは今、町長もおっしゃいましたけど、やすらぎ、健寿苑、様々なところでボランティア活動頑張っておっしゃっています。

ただ、ボランティアはもう仕事を終えて、ボランティア活動はしたいんだけど、なかなかその団体に入っていけない、という町民の方がいらっしゃるんです。

もう一つの塊ができてますから。

ですから、私、今回、この介護支援ボランティア制度の導入を、自分なりに勉強した時に、新しい、改めての施策の募集に大変興味を持ったんですよ。

そこで、本当にこれがあるんだったら私もボランティアに参加したいなと、確かにポイントで換金という部分もあるんですけども、そこを重要視、することも、今、提案をさせて頂きましたが、改めて新しいボランティアの人たちに、どうぞ集まって下さい。

ただ、啓発的にはね、ボランティアに参加しませんかって、沢山、行政としても、啓発活動頑張っておっしゃっているのは私も十分分かってます。

でもそれで、本当に募集の方が集まるかといったら、なかなか集まらないのが現状です。

ですから、この介護支援ボランティア制度に、なにかしらね、新しい何か間口が、広がるんじゃないかなという思いで、今回、質問とさせて頂きました。

で、手続きや活動、また要請なんかにも、色々手続きなんか必要なんですけれども、内容は異なりますが、今、行っているシルバーセンターの仕組みが割りと似ているんですよ。

登録をして、仕事が、依頼があってそこに出向いて、仕事をする。させて頂いて、シルバーセンターの場合は、時給という形になりますけれども、例えば、換金、年間5千円でないにしても、町で出来る範囲の中で新しい施策として是非、町長取り組んで頂けたらなという思いで今回、町長に質問させて頂きましたけれども、もう一度答弁お願い致します。

●議長
町長。

(11時11分)

●町長

今お話ございましたように、先ほど、説明申し上げましたように、段々、ボランティアが減少していく。

このことはやっぱり厳しく受け止めていかなければいけない。

裾野をどう広げていくか、新しい人に参加して頂くと、ということが非常に大切、今、お話、提案あったとおりでございます。

従いまして、そういう意味で新しい感覚の中で、先ほども僕が自助、自分たちの力、自分の力、それと、共助、お互いを助け合う、それと公助と、どう一つに組み合わせていくか、新しいタイプの、そして、その中で発展させていくことを十分構築していきたい、こういうふうを考えておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

いずれに致しましても、何が必要かということも含めながら、いわゆるボランティアに参加する人たちも含めながら、どういうことを望んでいるのか、ただ、ポイント制度だけではないんです。聞いてみると。

したがって、こういうことも幅広く検討しながらですね、ニーズにそったものを作り上げていくことが、やはり大切なことではないかと、こういうふうに思えます。

新しい構築を、是非やっていきたいと考えております。

ご協力のほどをお願い申し上げます。

●議長

7番笹木議員。

(11時13分)

●7番

今、町長からまた再質問の答弁を頂きまして、今回の私の質問が、これから町長のお考えの中でね、新しい展開の新しい始まりの一つになって頂ければ、本当にありがたいと思えます。

よろしくお願い致します。

では次の質問に入らせて頂きます。

次に、「非構造部材の耐震点検・対策について」お伺い致します。

災害時の避難場所として大きな役割を占めているのが学校施設です。

わが国においても、阪神淡路大震災、そして昨年3月の東日本大震災という未曾有の震災を経験し、国民の安心安全の観点から学校施設の耐震化が進められ、本年度末には学校施設の9割の耐震化が実現される状況になりました。

ですがこれまでの耐震化は、建物の柱や梁といった構造体が主なものでした。

災害発生時において地域の避難場所となる学校施設は、児童生徒だけでなく、地域住民の命を守る防災拠点です。

これらを考えた時、施設の天井や壁、照明器具などの「非構造部材」の耐震化も即急を実施していく必要があると考えます。

今月に入り、文科省より、道教委に「公立学校施設の非構造部材の点検に係る財政支援について」通知が届けられております。

文科省及び国交省の「財政支援制度」についての内容と活用。

また、非構造部材の速やかな点検の実施及び耐震対応に努める旨の内容です。

文科省の学校施設の環境改善交付金においては、非構造部材の点検から設計など、工事に合わせて補助の対象となっており、特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材・照明器具・内外装材・バスケットゴールの落下防止対策などが挙げられております。

また、非構造部材の点検については、点検後、耐震化の必要がない場合の点検費用のみでも、事業を整備計画に位置づける事で、「社会資本整備総合交付金」の対象となります。

年度途中からの実施については、すでに交付金の交付決定を受けている場合でも、整備計画の変更、事業内容の変更等の手続きをとれば、実施可能であります。

昨年の東日本大震災後、今年4月に非構造部材の点検を速やかに実施するよう通知がされておりますが、今、国としても防災対策に力を入れており、今年度予算では学校施設の耐震対策に係る財政支援制度が充実され、自治体の実質的負担が少なくなりました。

ぜひ、この機会を活用し、速やかな対応が必要ではないでしょうか。

今ほど申し上げました道教委からの通知を受け、奈井江町として学校施設の、非構造部材の耐震点検・対策について、どの様な検討がされているのかお伺い致します。

また、災害発生時、防災拠点、住民への発信基地ともなる役場庁舎の今後の維持についてお伺い致します。

役場庁舎も築40年を過ぎ、災害時の耐震化が心配されます。

災害時に、町民の安全を守る事に全力を挙げることは当然であります。その安全の確保を最大限に誘引する役割が、災害対策本部になります。

当然、役場庁舎がその災害対策本部の機能を果たさなくてはなりません。ですが、現状どの程度の機能が守られるのか、心配される所です。

仮に、役場庁舎が災害対策本部として使用できない場合、他の施設が必要になりますが、国や道との災害状況の連絡網が他の施設で万全にできる状況が必要になります。

これらも含め、役場庁舎の今後の維持についても、町長にお伺い致します。

●議長
町長。

(11時18分)

●町長

笹木議員の2つ目のご質問でございますが、学校施設(構造体)の耐震化が進められておりますが、避難所となる地域の防災拠点の強化について、天井・照明器具・内外壁など非構造部材の耐震化について。

それから2つ目は、災害発生時防災拠点となる役場庁舎の今後の維持についてということでございますが、地域の防災拠点となる避難所の耐震化は重要な課題でございます。

現在、町内各地域における災害時等の避難所指定施設と致しましては、公共施設等19箇所を指定致しております。

その内、昭和56年以降の新耐震基準に適合しているものは、施設、耐震診断によって安全性が確認されたものと耐震改修済みの施設を合わせて2施設、残る12施設については未診断となっております。

学校関係も避難所指定施設となっております。奈井江小学校につきましては、今年と来年の2カ年にわたり改修工事において、非構造部材の落下や転倒等における直接的

な人的被害や避難経路が塞がれないよう安全性を点検・確認致しまして、工事を進めて参りたいと考えているところでございます。

奈井江中学校につきましては、来年度から耐震化工事を実施致しますので、その工事の中で点検し、対策を講じて参りたいと考えております。

また、学校以外の避難所指定施設の非構造部材の耐震化については、全国的にも新耐震基準に適合している建築物において地震で天井材が落下するなどの被害が出ているところもあり、対策が必要であると認識しているところでございます。

今後は、施設全体について、関連部局や防災計画等との整合を図りつつ、集約や用途廃止を含めて検討し、通常の維持管理に合わせて耐震性を含めて、検討して参りたいと考えているところでございます。

今ほど、国交省、それから文科省の補助がですね、具体的に示されているじゃないかと、これらを活用するのと、もちろん、これらについては、当然のことなので、その中に入っているということをご承知おき願いたいと思うところでございます。

次に、役場庁舎でございますが、平成23年度に耐震2次診断を行いました、「耐震化の必要性がある」と指摘されました。

役場庁舎については、防災拠点と致して重要な施設でありまして、ご指摘のとおりでございます。

その改善のために約2億円が必要であります、更に関連する諸費用が膨大に要するなどの課題が想定されることから、時間をかけて総合的かつ計画的にですね、判断をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また“役場庁舎が被災し、災害対策本部として使用できない場合”となりますと、大規模で広域的な地震等の発生が想定されますが、このような場合は、1自治体で対応できるものではなく、国や道、自衛隊などの支援を得ながら、いち早く災害対策本部を立ち上げながら、関係機関との連絡網をしっかりと繋いで、災害対策に当たっていくことが重要です。

大規模災害時においても途絶えることのない情報の共有については、町村会の立場で、国や道と議論をして参りたいと、どこの役場もそうでございますが、どういうふうにしてですね、道と連携を取りながら、振興局とですね、連携しあいながら、情報を共有しあいながら、もし、災害が起きた場合、そして役場機能を果たせなくなった場合、その場合にはやはり、きちっとですね、地域振興局でフォロー出来るように、集結していかなければ、あるいは、広域的にそれをやっていかなければいけない、ということの話し合いを、今までも2度、3度しているところでございますが、今後ですね、こういうことについて、具体的に示していかなければいけないだろうと、こういうふうを考えております。

それから、先程、答弁の中で申し上げましたけれども、非常に大きなお金が掛かる、ということ、役場全体をですね。ですが、しかし、これはやはり拠点施設でありますし、住民の安全のもとでございますから、そういう意味で、役場をですね、どういうふうにしていかなければいけないかということも含めながらですね、お金掛かろうと、これはやっていかなければならない、これは計画的にやっていかなければならない、そのために、計画的に、基金を作ったりですね、そういうことを含めながら、将来展望を考えていかなければいけない、こういうふうを考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長
笹木議員。

(11時24分)

● 7 番

今、町長のご答弁を頂いた中で、まずは非構造部材の耐震点検、対策は、学校施設においてはまた今年度、来年度に向けて、実施をして頂くということで、大変安心をしております。

絶対安心だという施設がやっぱり必要なんだと思います。町の中で。

ですから、今まだ手を付けられない施設もあろうかと思えますけれども、最低限、絶対大丈夫だよという施設はやっぱり何箇所か必要だと、それをまた町民の方に、しっかり、修繕といいますか、施策が終わった後にね、また周知をして頂ければ、ありがたいと思います。

それと、役場庁舎のことです。

時間をかけて今、町長、計画的にしっかりしていかなくてはいけないんだという答弁頂きましたが、俗にコンクリートの耐用年数50年っていいですよ。

で、築43年か44年か、時間をかけて計画的にいったら、おいおいしたらね、コンクリートの耐用年数になってしまうんじゃないかなって。

そんなことも思っております。

少しずつ、着々と耐震化に向けて、手を打たれていく計画なのだと思いますが、例えばですね、現実問題、今、何かしら起きた時には、この施設、庁舎自体が大変、危険な状態でありますから、他の施設が災害対策本部とした場合には、ここによって、この施設を使おうかって捉えてる所があるのかどうなのか、それと、一番、思うのは、この庁舎の上に大きいアンテナがありますよね。

やっぱり災害時に、先程も言いましたが、通信網が一番肝心な部分だと思うんですが、その仮の施設といいますか、その対策本部になるであろうとする施設が、お考えであるならば、そこら辺の通信網の手立てなどは、どういうふうにされていくのかなってという思いもあります。

もう一度ご答弁お願い致します。

● 議長

(11時26分)

町長。

● 町長

今、お話が、指摘がございました。

役場庁舎については、23年度に、ご承知のとおり、耐震の診断を行ったばかりで、最近出たばかりでございますから、だから何も考えていないということではなく、これらですね、計画的に、総合的にやっていかなければいけない。そして、基金もきちっと積んでいかなければ、そして今、お話ございましたようにですね、ここが駄目なら2次的にどこかあるのかと。

これについては、先程申し上げましたように、今後の課題だと思います。

直ちにここがいいというわけにはいきませんが、ただ、広域的な観点、それから、道、振興局との連携を含めながら、どういうふうを考えていくかということ、今後の検討の最大課題としていきたい。できるだけ早く、これをですね、計画を立てるべく準備をしていかなければいけない。こういうふうを考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

● 議長

(11時27分)

7 番笹木議員。

● 7 番

何をさておいても、という言葉がありますけれども、町民の安心安全を、第一に考えて下さるリーダーシップを取って頂くことをお願いしまして、質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

● 議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

(3. 3 番三浦議員の質問・答弁)

(1 1 時 2 9 分)

● 議長

引き続き、3 番三浦議員。

(3 番 登壇)

● 3 番

町長に 1 点お伺いします。

昨年末から今年にかけて、全国各地で「孤立死」や「餓死」の報道が続いています。

都会ならば、隣にどんな人が住んでいるか分からないというのは当たり前なのかもしれませんが、奈井江のような地方においても、他人から干渉されたくない、また他人の生活には干渉もしないという風潮が強くなってきていることと、合わせて、昔ながらの近所づき合いをしていた人たちが、次から次に亡くなったり、施設に入ったりしていつて、孤独感を感じる、そういうお年寄りの声も聞きます。

しかし、昨年の 3. 11 の震災以来、地域の絆が生きる力を生み出すというふうに見える人たちが増えてきたのも確かだと思います。

奈井江町では、早くから「地域で安心して暮らせるために」をスローガンに高齢者福祉に力を注いできた実績があります。

しかし、ますます高齢化が進む中で、町内会や老人クラブ、その役員の高齢化など、地域で支える力が弱まってきているのではないかと思います。

一方、高齢者側には、公的な高齢者介護施設がなかなか増えない中で、入りたくても入れないという状況と同時にですね、住み慣れたわが家で暮し続けたいという要求も根強くあります。

私の近くのある高齢者のご夫婦ですけれども、お二人と 90 歳を超えています。

離れて住んでいる子どもたちは、私たちが施設に入った方が安心なようだ。お金のことは心配しなくてもいいから、そろそろ施設に入ったらどうって、来る度に言ってくる。

だけど、私はこの家で死にたい。施設に入れば、何もかもしてくれてしんどいことはなくなるかもしれないけれど、やっぱり住み慣れたここが良い。デイサービスやヘルパーさんの助けも借りながら、好きな花の手入れをしたい。そういうふうにおっしゃっています。

私も、そんなふう思うので、よくその気持ちはよく分かります。

しかし、安心して住み続けるには、もう少し、地域のネットワークの強化が必要だと思います。

そこで、私が住んでいる町内会の取り組みを紹介しながら、行政の様々な手立てと同時に、地域の力、特に、町内会の力をどれだけ掘り起こせるか、そのことについて考えて頂きたいと思います。

きっかけは、今年の3月13日付けで社会福祉協議会から、区長を通して「ふれあいチーム代表者」に届いた「救急医療情報キット」普及の協力依頼という文書です。

区長とたすけあいチームの正副会長が集まって、これをこのまま町内会の回覧板で回してしまうと、それですると終わってしまうような気がする。

去年もですね、災害時の援護者登録のお願いも、ただ、回しただけで1件も応募しなかったんですね。

そのこともあったものですから、このことについては、やっぱり対象になる65歳以上の方が住んでおられる家に1軒1軒、係で訪問して、説明をして歩いたらどうだろうという話し合いになりました。

それで、町内に8つの班があるんですけども、1班に1人ずつ係を決めて、その方に回って頂くということになりました。

この係がまた大変なんですね。

若い方は働いていて、いないわけです。

高齢者の方は、ちょっと回るにはっていうことで、実際、この係をやらしてもらえる人の層がすごく薄いということがよく分かりました。

それでもなんとか8名の方をお願いして、その8名の方がいわく、自分たち自身がよく分からんと。

それで、説明に来てもらおうということで、救急医療情報キットについては、社会福祉協議会から説明に来て頂きました。

それから、災害時要援護者登録については、まちづくり課、それから、シルバーホンについて、保健センターから、それぞれ説明に来て頂きました。

説明してもらって、その方たちが帰った後ですね、じゃ、どうやってやっていきましょうねってなった時に、係の方が、これはいっぺんにやったら高齢者が混乱してしまう、それ以上に、私たちが混乱して説明出来ないっていうふうにおっしゃいました。

それで、じゃ、一番手っ取り早くやれそうなもの1つまずやってみましょうということになって、それで、この「緊急医療情報キット」なら、なんとかなるんでないかと、なぜなら、現物があるので、これを示しながらいけば、割と分かってくれるんじゃないかということで、これをまずやってみようということになりました。

65歳以上の方がいると思われる家庭を1軒ずつ、係の方が訪問して、希望者に必要事項を書いてもらって、それをまとめて社協に持って行って、そして、その個数分だけこれをもってきて、また、これを1軒1軒返しながら、冷蔵庫に入れて下さい、シールを貼って下さいというふうをお願いして、歩きました。

その結果ですね、町内に約100戸家があるんですけども、そのうち、65歳以上の方が住んでいると思われる戸数は57戸です。

そのうち35戸で、これを冷蔵庫に入れるということになりました。

それは対象者の約60%なんですね。

で、その、あとですね、係と区長さんとかが集まって、反省会をしました。

真面目な反省会の後にですね、ジングスカンもやって、そこでもまた、大反省会をしました。

その時に色々お話が出たんですけども、普段、顔を合わせたことがない人も結構いるので、まずピンポンと押すだけで、すごい緊張したというふうにおっしゃってました。

それから、一人で説明するのって本当に大変だったということが分かりました。

また、中にはですね、必要性は分かると、自分の家にも心臓に病気を抱えている人がいて、本当はこれ必要だと思う、だけれども、ここに書くことがすごくプライベートなので、そういうのを他人に見られたくない、ということで、うちは断りますといった方がいたとかですね、それから、こういう仕事は、回って歩くような仕事は、素人の私たちより民生委員の方のような方にやってもらった方が、本当は良かったんじゃないでしょうかとおっしゃった方もいらっしゃいます。

それから、一人暮らしの方が結構いますので、そういう所には、男性の一人暮らしの所には男性が、女性の所には女性が行った方が気楽にこう話を聞いてもらえたんじゃないだろうかという意見もありました。

中にですね、「たすけあいチームのこの係になって、お互い係り同士で話す機会が増えて、新たな繋がりが出来て、この仕事をやって本当によかった」というふうにおっしゃってくれた方もいます。

それから、利用された方の中にですね、この中には、健康保険証の番号とか、いざという時に、例えば子どもたちの何番のところに連絡してほしいというようなことが書くことになってますので、利用されているその方たち自身が、何かいざという時に、これ見ればいいから、安心しますというふうに言ってくれたということもありました。

その係の方たちの大奮闘ですね、町内の高齢者の状況がほぼ掴むことが出来ました。

中にはですね、手がしびれてきて、畑が起こせなくなったんだとか、それから草刈が出来ないとか、除雪大変だったんだという話も、聞いて、今後、たすけあいチームで、このことにも対処していこうという話し合いになりました。

春になってですね、畑起こしとか、草刈りはもう実際、本当にボランティアで始めてます。

残るですね、災害時要援護者登録と、それからシルバーホンについても、かなり必要性がありそうな家庭が多いので、ここはもう一回ですね、必要じゃないかなと思われる方たちのところに、声をかけて歩こうかという話になっています。

ただ、これについては、やはり保健師さんとか、介護の関係の人たちとか、そういう方たちと、あと民生委員の方ですね、連絡取りながら行った方が、効率的なんじゃないかというふうに言われていて、それは、ちょっと今まだストップしてます。

災害時要援護者登録についてはですね、ちょっと一つ、難しいところがあるなと思ったんですけども、隣近所で、何かあった時に助けてもらう人の名前を2名、書かなければならないことになってますね。

それが、ずっと今まで、お付き合いしてた人たちが、どんどんこう亡くなったりしていつてるものですから、新しく転居をしてきた方たちに頼めないという、そういうお年寄りが増えているということですね。

それからシルバーホンについても、やはり2名、書かなくちゃいけないんですね。

それに加えて、シルバーホンについては、器械のレンタル料が掛かるということで、電話機本体の方には189円月、ペンダントのようなものを借りると210円で合計399円なんですけれども、それでもやはり高齢者の中には、生活保護の基準以下で生活している人たちがかなりいらっしゃいます。

そういうところについては、お金掛かるんですかというふうにやっぱりおっしゃる方がいるんですよ。

そのあたり、町の方で、補助とかということが考えられないのかというようなことが、色々出てきました。

それで、次の4点についてお尋ねします。

まず1点目は、災害時要援護者登録については、昨年度内にまとめるというふうにおっしゃってましたけれども、その集約状況をお知らせ下さい。

そして、その結果の活用方法を、今後どういうふうにしていくのか、というところをお知らせ頂きたいと思います。

それから、2つ目、低所得者へのシルバーホン利用料の助成ということが検討できないか、ということです。

それから3つ目、今回3種類だけのサービスについて、町内会で取り組もうということにしたんですけれども、この3種類についても、全部、違うんですよね。対応して下さる課とかが。

ですから、こういうことを何か1本の窓口にならないのか、そこに言えば全部分かるというふうにならないのか、そのことを検討して頂けないかということです。

それからできましたら、申請の用紙がですね、3種類とも全部違うんですね。

でも大体、似たり寄ったりなんです。

ですから、その用紙だけでも1枚にして、あとは、コピーとかっていうことで使えないのか、その点についてお伺いします。

それから、これはですね、昨年第2回定例議会の時に、私が要望として、転居する時に、それぞれ転居の届けに行った時に、その人たちに、窓口で、了解が得られたらね、その区長さんのところに誰々が引っ越していなくなりましたとか、誰々が入ってきましたということだけでも伝えて頂けないかという要望出したんですけれども、そのあたりは今後どうなのかということについて、お伺いしたいと思います。

●議長

(11時42分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、災害時要援護者の登録状況と活用ということと、今一つは、低所得者のシルバーホンの利用料を補助できないか、それから今一つは、救急医療情報キット、災害時要援護者、シルバーホンの申し込みの窓口一本化は出来ないのか、こういうことでございます。

今ひとつは、4番目は、転入、転出者の区長への連絡、これ4点についてでございますが、今ほど、色々な事例をですね、聞かせて頂きました。

大変、私自身もですね、実態を知ることができて、大変勉強になりました。

今後の対応をといいますか、私として、どう、町として対応するか、住民と一体になってできるか、あるいは、どういうことを役割分担していくことが、大切かということもいうことも含めながらですね、具体的な事例について挙げられました。

大変、勉強になったということをおし上げておきたいと思います。

それから、1点目の災害時要援護者登録についてでございますが、「災害などが発生したときに、地域全体で、援助が必要な方を見守る」ための制度を創設致しました。

昨年11月にですね、制度の周知と登録に関するチラシを作成致しまして、区長回覧を行ったところでございます。

また、チラシを配布するだけでなく、民生委員協議会において、3度にわたってご協議頂くとともに、登録の推奨活動を行って頂いたほか、町においても、連合区や単体老人クラブより依頼を受けて実施する介護保険出前講座や交通安全教室などにおいても、制度の説明や登録の推奨を行って参りました。

登録については、随時、受付をしておりますが、6月15日現在、28名の方が登録を行っているところで、普段からの見守りや災害時等の連絡、避難誘導について、お願いをしております。

2点目のですね、1人暮らしの高齢者等、緊急時の対応に不安がある方を対象に設置をしております、緊急時の通報システムにつきましては、現在の利用状況につきまして6月13日現在52名、そして、うちシルバーホンの利用者が15名でございまして、現在、手続き中の方が3名となっております。

平成22年12月より、「電話機本体を町で購入し、貸与していた従来の方式」から「レンタル方式によるシルバーホン」に切り替えた理由につきましては、高齢社会を迎え、より幅広く対応しなければならないこと。

また、ペンダントの使用により、家中どこにいても、通報が柔軟に、かつ迅速に行えることであります。

料金については、NTTとのレンタル契約に基づきまして、通常の電話基本料とセットで、料金を支払うシステムとなっております、電話機本体で、先ほどもお話ありましたように本体で月額189円、これにオプションのペンダントを含めると月額でいますと399円、年間でみますと約4,800円の利用料となるわけでございます。

電話機の設置費用については、ペンダントを含めまして約3千円ですが、町が全額負担をしており、これはご承知だと思います。

さて、ご質問の利用料の補助についてでございますが、“シルバーホンの利用を拡大することが、まず、何よりも重要なことである”と認識しております、今後の利用者数の推移を踏まえながら、十分検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目の救急医療情報キットでございますが、3事業に係る窓口の一本化についてですが、それぞれ事業の目的、背景等がございまして、また、事業主体も違いますので、事業自体を集約することは非常に難しいと思っておりますが、受付窓口を1本化して、申請する方の利便性を図ることが出来ないか、このことについては先般もちょっと話ししておりましたけれども、十分検討していきたい、こういうふうと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

なお、高齢化率が高くなる一方で、安心、安全なまちづくりは、町の重要施策であると捉えておりまして、過日、開催致しました高齢者支援ネットワーク懇話会においても、「今後、よりきめ細かな高齢者支援が必要であり、これから皆さんと十分、協議を行って参りたい」と私の方から提案を、先程も申し上げました、させて頂きました。

今後は、社会福祉協議会も含め、十分、協議を行いまして、住民の方々が戸惑うことなく制度の活用が出来る体制について、検討を進めて参りたいと思っております。

3つのことがあって同じような目的で、そして、別々に、1本化して分かりやすくできないか、こういうことの提案でございましたが、これ、やると、直ちに言いませんけれどもね、出来るだけ、そういう方向で、分かりやすい、町民に分かりやすく簡素で分かりやすくしてあげなければいけない、それが我々の任務だと、こういうふうと考えておりますので、検討して参りたいとこういうふうと考えております。

次に4点目の転入・転出者の区長への連絡について、お答え致します。

各行政区は、町民に最も身近な組織として、行政情報の伝達、地域の諸課題の解決など、地域を支える役割を担って頂いております。

一方で、個人情報保護法の関係から、行政区において居住者の把握に苦慮されている状況にありまして、町では、この問題が解消のため、平成18年より、転入・転出の届出をされる方に対して、連合区長、行政区長への連絡をお願いして参りました。

しかしながら、「あまり連絡が、なされていない」とも伺っております。

今後は、転入等の届出をされた方に対し、趣旨を説明致しまして、同意を頂いた上でないとだめですから、上で役場から、区長さんに「世帯主の氏名等」の情報を提供しながらですね、そういったやり方も出来ないか、連合区長会議等で協議をして参りたいとこうふうに考えております。

いずれに致しましても、今、4点についてお話ししましたけれども、大変、地域住民の生活にとっては欠かすことの出来ないことで、しかも高齢化が進む中で、そういう中でどういふふうに今後ともしていかなければいけないか、地域住民の声を聞くと同時に、合わせて高齢者のネットワーク等でも話題にしながら、十分協議をして参りたいとこういふふうに考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長 (11時50分)
3番三浦議員。

●3番
4点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。
今回の町内会の取り組みの中で、すごく感じたのは、ボランティアもやはり顔が見えるボランティアが大事なんだということを非常に強く感じました。
隣近所の人に来てくれるから、安心して、お願ひできるという意見が非常に多かったですよね。
ですから、今後とも、町内会が本当に生き生き活動出来るような、そういう方な方向でですね、町の方も考えて頂きたいと思ひます。
そのことをお願ひしまして、質問を終わります。

●議長
以上で、三浦議員の一般質問を終わります。
昼食のため、1時00分まで暫時休憩と致します。

(休憩) (11時51分)

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑 (12時58分)

●議長
休憩前に引き続き、会議を再開致します。
日程第6、報告第1号「平成23年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長
定例会のご出席、お疲れさまでございます。
議案書の1頁をお開き下さい。
報告第1号「平成23年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」

平成23年度奈井江町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成24年6月19日提出、奈井江町長。

この計算書は、3月の定例会においてご決定を頂きました農業体質強化基盤整備促進事業の翌年度繰越額1億268万円が確定したことに伴い、報告するものであります。

なお、これらの経費に必要な財源につきましては、分担金及び負担金による特定財源で1,208万円、国庫支出金による特定財源で9,060万円となっております。

以上、報告致しますので、ご承認下さいますよう、よろしくお願いを致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

森議員。

●6番

今、副町長から説明がありましたように、金額がどうのこうのというものではなくて、今後の進め方について、ちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

今回、これは、国の補正予算の中で、昨年決まって、今回繰越明許費ということで、今年施行されることになりましたけれども、このことについて、昨年の取りまとめでは60兆あまりという報告が受けたんですけれども、今回、実質的な面積がどの程度になったのか、それからこれを施行するに当たり、今、かなりこれ全国的な規模で執り行っていることだと思います。

そういったことを鑑みますと、今、奈井江町でも道営やらよその町では国営やらと色々、暗渠体制がやっているんですけれども、そういった面で、資材やなんか、不足を生じないのかどうなのか、その点をお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願い致します。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

森議員のご質問にお答えをして参りたいと思いますが、今回の事業につきましては、現在、実施設計を進めてございます。

そこで今、ご要望を取りまとめる中で、暗渠排水の部分で57.77ヘクタールというこの押さえで、今、事業を進めているところでございます。

それから、今、議員からご指摘のありました、その事業の方法といいますか、そういった部分も含めてなんですけど、今、ご指摘ありましたとおり、この昨年補正予算でこの予算がついて、現状進めている土地改良事業も含めて、全道的にもですね、非常にタイトな時期に事業が集中するというところで、ご心配頂きましたとおり、資材の関係であるとか、またあるいはその工事に用いる機械、そういった部分の一気に集中することによって、事業が円滑に進むのかどうかということで、非常に、心配をされておまして、私どももですね、今、空知総合振興局の方とですね、随時、情報交換をしながらですね、そういった円滑に進む方法も含めて協議をさせて頂いております。

また資材のメーカーといいますか、そういった方面からもですね、各、私どもの方面の方にも調査が来ましたが、各市町村の取り扱う事業量等々の調査を行っておりましてですね、そういった方面からも円滑に進む方法論として、各方面で今、検討がなされているという形でございます。

いずれにしても、これから実施設計をして事業を固めて、それぞれ工法も固めていくわけですので、そういった部分で、まだ検討を進める内容もございますので、状況を見ながらですね、十分上手く進むようにですね、それぞれ各機関との情報交換をしながら、進めて参りたいというふうに考えてございますので、ご理解頂ければと思います。

●議長
森議員。

●森議員
今の課長の答弁で理解は致します。
是非、スムーズに事業が進行して終了することを切にお願いします。

●議長
他にございませんか。

(なし)

●議長
質疑を終わります。
報告第1号を報告済みと致します。

日程第7、報告第2号の上程・説明・質疑

(13時04分)

●議長
日程第7、報告第2号「奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長
議案書の2頁をお開き下さい。
報告第2号「奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」
奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更を行ったので、次のとおり報告する。
平成24年6月19日提出、奈井江町長。
概要につきましては、別冊でお配りしておりますので、概要につきましては、担当課長より説明させます。
よろしくご審議の上、ご承認下さいますよう、お願いを致します。

●議長
まちづくり課長。

●まちづくり課長

定例会ご出席、お疲れ様です。

それでは、報告第2号につきまして、説明をさせていただきますので、定例会資料の1頁をお開き下さい。

今回の変更につきましては、(仮称)地域活性化ホール建設事業のほか、各種事務事業に係る整理、変更を行うものであります。

変更の内容につきまして、主要項目の説明をさせていただきますが、黒い四角記号の2番目にあたります、「基本事業」において、「中心市街地における新たな地域づくりの拠点を整備します」との項目を新規に掲載しております。

また、これによりまして、四角記号の1番目の方になりますが、「策定の目的」に記載しております基本事業を54本から55本に変更をさせていただきます。

次に、四角記号の3番目、「現状と課題」においては、『施設の老朽化に伴う、し尿の処理方法の今後について』を新規に掲載するとともに、『高齢化にともなう課題の対策』におきまして、要綱の改正にともなう文言の削除を行ってまいります。

資料の3頁にわたります、四角記号の4番目、「実施項目」におきましては、『公営住宅』や『消防』『町の活性化につながる施設整備』など、8項目について新規の掲載を行ったほか、事業年度の見直し等、14項目についての変更を行ってまいります。

4頁をお開き下さい。

こちらには、4月に実施致しました、『役場の組織機構の変更によって、事業の担当課が変更になったもの』について、記載をしております。

なお、今回の報告に基づきまして、改訂を行った計画書につきましては、別冊にて配布をさせていただきますので、後ほどご覧を頂きたいと存じます。

以上、「第5期まちづくり計画後期実施計画の変更」について、説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

質疑ありませんか。

9番鈴木議員。

●9番

詳細の部分で大変申し訳ございませんけれども、前回、まちづくり計画基本構想を議論した折に、実施計画についてはローリングの状態、議会で説明をさせて頂く、説明をして頂くということで、お話がありましたので、多少、個別の問題ですけれども、確認をさせて頂きたいと思います。

今、説明を頂いた2頁に、健康ふれあい課所管に関するところで、上から3段目の19頁、まち計の19頁に該当するところでございますけれども、従来の小児に対して、フッ素塗布という部分から、ここも含めて、フッ化物洗口という字句が付け加えられましたけれども、このところは従来の方法と、今、まち計に載せる実施計画のこの部分ではどういう内容なのか、また、どういう効果があるのか、まず対象者等はどのように把握されているのか、お伺いを致したいと思います。

合わせて、健康ふれあい課所管で、その下の21頁の関係で、従来、特定高齢者施策というところを字句を変えて、二次予防事業ということで、字句の変更がございました。

これらは、単なる字句の変更なのか、またその辺も鑑みて、どのような、法律の改正にもよるとは思いますけれども、ご説明を頂きたいと思います。

以上です。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今、鈴木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

2点に渡ってのご質問かと思えます。

まず1点目のフッ化物洗口事業の関係でございますけれども、従来、ご承知のとおり、フッ素塗布、いわゆる虫歯予防に対します事業ということで、フッ素塗布を進めてございました。

これにあわせ、更に予防対策の強化を図るという観点から、このフッ化物洗口を合わせて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、今回、このフッ化物洗口事業を進めるにあたりましては、北海道の方で、フッ化物洗口推進重点地域支援事業という事業を北海道として行ってございます。

その事業に則って、私の町で、この度、北海道より重点地域支援事業のいわゆる指定地域という形に指定を頂きました。

その中で本年度から、この事業に取り組みさせて頂くわけでございますけれども、従来、このフッ化物の洗口推進事業にあたりましては、対象者につきましては、やはり永久歯が生えてきた段階から、最終的に、生え揃うまでということの、対象ということになってございますが、それを考えますと、約4歳児から中学生までということの、この洗口を行う事業ということが基本というふうに道の方では、押さえているようでございます。

そこで、私どもの町としましては、初年度ということでもございます。

その中で今年度につきましては、瑞穂幼稚園と中央保育所のそれぞれのお子様たちの中で、年長児を対象として本年度行わせて頂きたいというふうに考えておきまして、対象者につきましては、私どもの押さえているのは、約30人というふうに今年度については押さえさせて頂いているところでございます。

なお、実施方法につきましては、いわゆる、昼食時終わった時点の歯磨きと合わせて、ブクブクうがいという、いわゆる、口の中に含めてうがいをするような形でございますけれども、それを週5回行わせて頂くかというふうに考えているところでございます。

なお、今後この事業につきましては、それぞれ、施設のスタッフ、並びに保護者の皆さま方にご説明をした中で、この事業を進めて参りたいというふうに考えているところでございます。

なお、今後、先ほど申し上げました対象者、いわゆる小学生ですとか中学生の関係もございしますが、この対象事業の拡大につきましては、本年度、瑞穂幼稚園、保育所等のお子様たちを、まず当初進めながらですね、今後、小学校、中学校に対しまして、色々保護者の方、また、学校側等々と協議をさせて頂き、拡大をしていければいいかなというふうに考えているところでございますので、よろしくご理解を頂きたいと思えます。

それと2点目の、特定高齢者から二次予防事業へということの名称の変更ということでございますが、これにつきましては、介護予防事業ということの視点では、対象者について、なんら変わりはありません。

ただ、要綱の改正に基づいて、特定高齢者から二次予防事業対象者という形に、国の制度の中で変更になったということでございまして、いわゆる二次予防の対象者につき

ましては、生活機能低下がある、介護予防の必要な方ということでの捉えの中で、私どもとしましては、この二次予防対象者に対する介護予防事業を進めていくということについては、特定高齢者の時となんら変わりはないということで、ご理解を頂きたいと思えます。

以上でございます。

●議長
鈴木議員。

●9番
只今、ご説明を頂きました。

フッ化物洗口につきまして、新たに道の指定を受けてというご説明ですけれども、今年以降、年齢の高学年においても、拡大をしていきたいということでございます。

ちなみに費用等は、個人の、利用者、町民が負担する金額が発生するのかしないのかこの点がもう一度お聞かせ頂きたいことと、2次予防事業について、名称が変更になったということだけですよというご説明ですけれども、平成22年、23年の、ちなみに対象者年齢、どのようなことになっているのか、お聞かせを頂きたいと思えます。

●議長
健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の鈴木議員ご質問でございますが、フッ化物洗口事業に関する費用の関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり、北海道の支援事業ということで、今年度、あと25年度2カ年につきましては、それぞれこのフッ化物の洗口に使います薬品ですとか、水で薄めるボトルですとか、それについては一切、道から支給をされるということになってございますので、一切、個人の負担等々はないというふうに考えております。

ただ、うがいをする上で、例えば、紙コップを使う場合においては、その紙コップ程度はやはり町で負担をしなければならないのではないかとということで、今、道とは協議をさせて頂いておりますが、いずれにしましても、この事業、道の事業ということの一つでございますが、費用等については、一切、道の方での負担をということが基本になっているところでございます。

それと2点目の二次予防の数ということで捉えてよろしかったでしょうか。

2次予防の対象者につきましては、22年度におきましては、全体の46人ということで、押さえさせて頂いております。

それと23年度につきましては382人ということでございまして、23年度が大幅に増えた理由と致しましては、23年度は実は高齢者福祉計画を策定する際に、日常生活圏域のニーズ調査という形で、65歳以上の方を対象に、調査をさせて頂きました。

それに合わせて、この二次予防事業の対象者把握するための基本チェックリストというものを合わせて、お送りをさせて頂き、それぞれチェックリストの方にご記入頂き、こちらの方にお返しを頂いたということでございまして、そういった中でのいわゆる対象者に対する幅広い確認というか、そういう形が取れたということでございます。

なお、以前の22年度以前については、あくまでも私どもの方の介護予防事業、保健事業にご参加を頂いた方に対して、このチェックリストを行ったということの違いということで、23年については、こういうふうに大幅に増えたということでございます。

そのような中で、今後は、どのような形でまた調査をするかということについては、十分検討しながら、一人でも多くの方の身体状況等々を確認をして、適切な介護予防事業に繋げていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

他にありませんか。
笹木議員。

●7番

実施項目9頁になります。

この2のところなんですが、来年度の新規の取り組みの中に「公営住宅等の予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進するため、住宅マスタープランの見直しと長寿命化計画を策定します」とありますけれども、この長寿命化計画について、どのような取り組みになるのか、教えて頂きたいと思います。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

改めまして、定例会出席お疲れさまです。

只今の笹木議員のご質問にお答えしたいと思いますが、住宅マスタープランの見直しと、長寿命化計画ということで、住宅マスタープランにつきましては、平成16年の3月に策定しており、10年が経過し、来年度25年度に住宅マスタープランの策定を見直す予定でございます。

長寿命化策定計画につきましては、同じく16年3月に奈井江町公営住宅ストック総合活用計画というのが策定しております。

その策定部分につきましても、10年が経過しまして、今回、10年後ということで、見直しということで、今までは、公営住宅の改修、改築につきましては、ほとんど申請どおりに補助がついたんですが、今後25年度以降につきましては、この長寿命化計画を策定致しまして、こちらに載っている公営住宅の計画にそってですね、補助の事業を進めていくということで、今回、策定はしなければならないということで、町内につきましては、例えば公園だとか、橋の方なんですが、長寿命化計画に則ってですね、それを策定した後、補助対象になるということで、今回、公営住宅につきましても、25年度に策定を致したいということでお願いいたします。

●議長

よろしいですね。
他にありませんね。

(なし)

●議長

質疑を終わります。
報告第2号を報告済みと致します。

日程第 8、報告第 3 号の上程・説明・質疑

(13時20分)

●議長

日程第 8、報告第 3 号「奈井江町土地開発公社経営状況の報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

3 頁をお開き下さい。

報告第 3 号「奈井江町土地開発公社経営状況の報告について」

奈井江町土地開発公社の経営状況を地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

平成 24 年 6 月 19 日提出、奈井江町長。

本件につきましても、別冊でお配りしております。

詳細を、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認下さいますようお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

それでは、報告第 3 号について、別冊で配布してございます、奈井江町土地開発公社「平成 23 年度の事業報告書」により説明させていただきます。

始めに 2 頁の方をお開き下さい。

中段、1. 概況の欄をご覧ください。

1 点目の用地売却については、公社の経営健全化計画に基づき、東町第 2 団地、入谷用地、木の葉用地、旧住友用地について、町に売却をしております。

2 点目の用地分譲については、東町第 1 団地の 2 区画について、販売をしております。

2. 理事会の関係では、2 回の理事会を開催し、北山理事長の再任のほか、記載のとおり議決、承認を頂いております。

それでは、1 頁にお戻り下さい。

平成 23 年度の事業会計決算について、各款ごとの決算額について説明をさせていただきます。

1 の収益的収入及び支出の収入では、1 款事業収益で、各団地の売却により、4, 436 万 4, 073 円。

2 款事業外収益で、預金利息および、土地の賃貸借等、雑収入が 18 万 7, 533 円。収入合計で 4, 455 万 1, 606 円となっております。

支出では、1 款事業原価で、各団地の売却原価 4, 506 万 9, 729 円。

2 款販売費及び一般管理費で、理事会の開催費用や法人税など、管理経費として、12 万 1, 560 円。

3 款事業外費用で、借入金の支払利息として 31 万 461 円となり、支出合計が 4, 550 万 1, 750 円となっております。

以上における収入支出の差、95万144円が、当期の純損失となっております。

2頁の上段の方をご覧ください。

2の資本的収入及び支出ですが、収入については、決算額がございません。

支出については、1款土地の造成取得事業費が支出の総額となっておりますが、借入金に対する利息等で87万9,934円となっております。

なお、表の下段にも記載させて頂いておりますが、87万9,934円につきましては、過年度損益勘定留保資金からの補填を行っております。

3頁をご覧ください。

平成23年度の損益計算書についてですが、1の事業収益では、各団地の売却収益で4,436万4,073円、

2の事業原価は、各団地の売却原価で4,506万9,729円となり、1から2を引いた事業総損失が70万5,656円となっております。

次に、3の販売費および一般管理費が12万1,560円。

4. 事業外収益が18万7,533円。

5. 事業外費用が31万461円となり、これらを差し引きした95万144円が当期の純損失となっております。

4頁をお開き下さい。

平成23年度末の貸借対照表についてですが、資産の部では、現金及び預金、公有用地、完成土地等の合計で1億607万5,604円です。

負債の部では、短期借入金が4,200万円となっております。

資本の部では、1. 基本金として、奈井江町からの出資金が1千万円。

2. 準備金として、前期繰越準備金及び当期純損失を差し引き5,407万5,604円となり、資本の合計が6,407万5,604円となっております。

次に、5頁の、現金の流れを意味するキャッシュ・フロー計算書ですが、ここでは、貸借対象表と損益計算書の情報に基づきまして、資金の収支を事業活動、投資活動、財務活動等に区分して表示し、現金の出入り、流れについて表しております。

まず、Ⅰの事業活動では、各団地の売却や賃貸による事業収入のほか、報酬や法人税等の土地管理経費の業務支出、そして、預金利息の受取と借入金の利息の支払について、それぞれ記載をし、合計4,323万9,651円となっております。

Ⅱの投資活動によるキャッシュ・フローはございません。

Ⅲの財務活動では、短期資金の借入れ、返済で、マイナスの4,300万円であります。

また、これらⅠ～Ⅲまでのキャッシュ・フローを合計した額が、Ⅳの現金および現金同等物増加額23万9,651円となりますが、これは次のⅤ、Ⅵとして記載のしております現金および現金同等物の期首～期末までの間に増加した金額と一致しております。

7頁の方をご覧ください。

平成23年度事業財産目録ですが、資産、負債の期中の異動、年度末金額を記載しております。

資産の、土地のみ申し上げますが、売却した用地の減少によりまして10,532.54㎡、1億607万5,604円の残高となっております。

なお、表の中のですね、公有用地の一番下段にあります「その他」の1,014.94㎡ですが、これは、過去に実施した分譲地の造成の際、道路整備の際に生じる「すみきり」部分ですとか、用水等の区画整理に伴って生じた、いわゆる残地の13筆の合計でございます。

なお、この土地に係る年度末金額についてでございますが、土地の取得費や管理費などについては、それぞれ分譲を行っている土地において、原価として振り分けて計上し

ており、販売対象とならない、これら残地につきましては、原価分を振り分けていないことから簿価は0円としており、本年度末の金額が0円となっておりますので、よろしく申し上げます。

8頁の方、お開き下さい。

短期借入金明細書についてですが、年度当初8,500万円の借入れを行い、その後、各団地の売却を行った際に、随時、繰上償還を行っておりまして、当期残高が4,200万円まで減少をしてございます。

次に基本財産明細書ですが、奈井江町からの出資分1千万円であります。

9頁をご覧下さい。

平成23年度の剰余金計算書ですが、利益準備金として、前年度末に5,547万7,509円ございましたが、ここから前年度の欠損金45万1,761円を差し引き、当年度末残高が5,502万5,748円となっております。

次に、欠損金処理計算書ですが、平成23年度の当期純損失として発生した95万144円を、利益準備金により処理するものでございます。

10頁以降につきましては、収益的収支、資本的収支について、科目ごとの予算額、決算額、増減額等を記載してございます。

また、別冊で、平成23年度末の公社保有地の箇所図を配布してございますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

以上が、平成23年度事業報告について、説明をさせて頂きました。

よろしくご審議の上、ご承認下さいますよう、よろしくお願い致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終わります。

報告第3号を報告済みと致します。

日程第9、報告第4号の上程・説明・質疑

(13時30分)

●議長

日程第9、報告第4号「教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

4頁をお開き下さい。

報告第4号「教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書を町議会に報告する。

平成24年6月19日提出、奈井江町長。

記と致しまして、本件につきましても、別冊で報告書をお配りしております。

概要について、教育次長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認下さいますよう、お願いを申し上げます。

●議長

教育次長。

●教育次長

概要を説明致しますので、別冊の「教育委員会事務事業の点検及び評価報告書」をご用意いたします。

今回の報告書は、平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正されまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、自ら点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなりました。

また、この点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。

この法律改正を受けまして、教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民に対する説明責任を果たすため、毎年度、前年度に行った事務事業について、2頁に記載しております3名の外部評価委員の方々のご意見を頂き、報告書をまとめているところであります。

今年度は、平成23年度に行った主要な59の事務事業の取り組みにつきまして、平成24年5月10日開催の外部評価会議において、知識・経験のお持ちの3名の外部評価委員から、客観的かつ巨視的な立場で、各事務事業へのご意見はもちろん、奈井江町の状況に照らし合わせた事業展開の必要性などについて貴重なご意見を頂きました。

委員によりますそれらの意見も報告書の中にまとめた上で、5月の定例教育委員会において審議し、今回、平成24年奈井江町議会第2回定例会に、本報告書を提出したところであります。

また、併せて、この報告書は、奈井江町ホームページ上で現在公表をしているところであります。

本報告書の点検・評価の対象につきましては、「平成23年度教育行政執行方針」に示しました施策の柱8項目に基づき実施した事務事業と、教育委員会の開催状況を加えた9項目と致しました。

4頁をお開き下さい。

1つ目の柱の「1学びの充実」では、4頁の下段「1の体験学習農園の実践」から6頁に渡ります「14の社会科副読本の改訂」にわたります、主要な14事業について、それぞれ自己点検・自己評価を行い、各種事業の取り組みを外部評価委員に理解して頂き、委員から次のような意見を頂きました。

1つには、毎年4月に実施する、全国学力・学習状況調査に今後も参加し、分析結果を学校改善プランに盛り込み、児童生徒の学力向上に努められたい。また、生活習慣や学習環境に関する質問紙調査で得られた情報を家庭教育力の向上に繋がるよう周知啓発に努めて頂きたい。

2つ目には、外国語指導助手を活用して、小学1年生の低学年から英語に慣れ親しむ機会を作るよう努めて頂きたい。

3つ目には、奈井江商業高校は、当町のまちづくりに重要な存在であるので、引き続き高校と連携・協力し、入学出願者数の増が図られるよう努力して頂きたい。

4つ目には、読書は言葉のもつ意味を知り、想像力、洞察力、創造力、表現力を高め、子どもに生きる力と喜びや感動を与えてくれるものであるため、引き続き学校図書購入の予算確保に努められたい。との、4点について意見を頂きました。

次に、7頁の「2豊かな心を育む教育」では、主要な2つの事業の取り組みにつきまして、外部委員からは、子どもたちの日ごろの悩みの解消や不登校問題に対して、引き続き適応指導教室やスクールカウンセラーを効果的に活用するよう努めて欲しいとの意見を頂きました。

8頁の「3健やかな体の育成」では、主要な5事業について、外部委員からは、1つに、当町でも不審者が出没しているので、児童生徒の安全確保と未然防止のため、引き続き啓発活動と情報提供に努めて頂きたい。

2つ目には、朝食を食べない子どもが、未だいるようなので、食の大切さを引き続き指導することが必要との意見を頂きました。

9頁の「4学校教育環境の整備充実」では、主要な6事業の執行状況に対しましては、子どもたちが、安全安心な学校生活を送れるよう今後も教育施設の整備の万全を図って、適正な維持管理に努めることを求められました。

同じ9頁の「5生涯学習の推進」では、12頁までに渡ります、主要な13事業の取り組みに対しまして、外部委員からは、1つには、公民館講座は、前年度より参加者が100名以上増えたことの努力を評価して頂き、そして、今後も魅力ある講座の提供と町民ニーズの把握に努め、参加者拡大の努力をして頂きたいとの意見を頂きました。

一方、高齢者数が増えている中、寿学級の在籍生徒数は減少傾向にあるので、募集方法の検討をすべきとの意見や、講義内容の工夫、高齢者の生きがいを見出す題材の提供に努めて頂きたい旨の意見などを頂きました。

13頁の「6青少年の育成」では、主要な9事業に対しまして、外部委員の意見として、1つには、引き続き地域全体で学校教育を支援し、ボランティアの人材確保とともに、派遣・調整に努めて頂きたい。

そして、2つ目には、参加者が減少傾向にあるチャレンジクラブ及び子ども会ミニバレーボール大会は、子ども会育成連絡協議会と連携して、参加者の募集について工夫を図り、事業の充実を努めて頂きたい旨の2点の意見を頂きました。

15頁の「7スポーツの振興」では、主要な5事業について、外部委員から、これも各種スポーツ教室の参加者拡大に向けた努力を求められました。

16頁からの「8芸術文化の振興」では、主要な4事業の取り組みに対しまして、外部委員から、総合文化祭は、誰もが、気軽に自由に参加でき、芸術文化に親しみ、喜びを共有できる場となるよう今後も引き続き努力して頂きたいということと、備中神楽伝承保存会の後継者育成にも努めて頂きたいことを求められました。

17頁の「教育委員会活動状況」では、教育委員による学校訪問を引き続き実施して頂き、児童生徒に対する学習指導や生徒指導の内容についての現状把握に努められたいというふうな意見を頂きました。

以上が、平成23年度に行った教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告であります。

外部評価委員から頂いた意見を真摯に受け止め、今後の事業内容の充実、改善に役立て効果的な教育行政を推進して参りたいというふうに考えております。

以上、報告書の説明を終わります。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

森議員。

● 6 番

7 頁、今、次長の方から報告書の中身について、報告して頂きました。

本当にきめ細かな対応をしているかなという思いがします。

その中で一つ、豊かな心を育む教育の中で、主要事業の中で 2 番目にあります中学校にスクールカウンセラーを配置ということ、これも大変な、今、大変な子どもたちの悩みを解消する場所にも一つなっているのかなという思いがします。

こういった取り組みも必要なんですけれども、合わせて、保健室の中でも、結構、悩みをうちあける子どもが、いるんでないかなという、そういった中において、保健室の利用割合を調べているのか、それからそれと合わせてその中で、どの程度、そういった相談を受け付けているのか、ちょっと確認したいと思えますけれども。

● 議長

教育次長。

● 教育次長

当然、保健室の方にも、児童生徒がですね、相談に行くというケースはございます。

今、その件数については、資料がございませんので、お答えできませんが、学校の方からは、それぞれ子どもが悩んで、家庭の問題だとか、あとクラブのことだとか、色々な問題をスクールカウンセラー以外の今、言った保健婦さんに、養護教諭の方に相談をしているというのは事実がございます。

それで、今後ですね、そういうようなことにつきましては、当然、聞いたことについては、担任の先生、それからスクールカウンセラーも含めてですね、その子どもの悩みについて相談を受けて、改善に向けた連携協議を図りながらですね、対応しているという実態を報告を受けて、頂いております。

また、その関係につきましては、随時何かありましたら、私ども教育委員会の方にも報告を頂き、一緒に解決に向けた、対応をしているというのが現状であります。

そのようなことなので、ご理解頂ければなというふうに思います。

以上です。

● 議長

森議員。

● 6 番

今の答弁は理解するんですけれども、是非、保健室の中の人数を把握して頂くこと、それから、こうやってスクールカウンセラーが折角、置いておりますので、その連携を本当に密にして、やっぱり不安定な子どもたちをなるべく出さないようにして頂きたいと思えます。

● 議長

笹木議員。

● 7 番

今の森議員さんのちょっと関連なんですけれども、この中学校のスクールカウンセラーの配置、中に、友人関係や不登校に関するものが相談の中で、多いというふうになっ

てますが、これ、不登校で、出て来られない子どもたちの手当ての部分ではどのような方法になっているのでしょうか。

何か手当てが、このカウンセラーの手当てが届いているのでしょうか、この点についてお聞きします。

●議長

教育次長。

●教育次長

不登校に関する課題がある子につきましては、当然、学校側でも、色々校長先生以下の中で、色々相談対応をしておりますが、実際的に学校に来れないという場合には、美唄に適用教室という施設がございます、そちらの方で、学習をしてですね、まず学校に行けるような相談をし、また学習をしながらですね、学校に戻れるような対応をしているケースがあったり、あとですね、当然、クラスの方に馴染めない子につきましては、ケースバイケースですけれども、保健室でですね、学習をしながらですね、普通教室に戻れるようにですね、教職員全体でその子どもに対して、上手く誘導して、普通学級に戻れるような、相談なり対策を講じてですね、できるだけ子どもたちの解消、子どもたちが抱えている問題の解消に向けてですね、学校全体で対応しているというのが実態でございます。

以上です。

●議長

よろしいですか。

笹木議員。

●7番

今、ちょっと答弁頂いたんですけども、このスクールカウンセラー、やっぱり一番の目的は、本当に、一番悩みの深い学校に出て来れない子どもたちの手当てじゃないかなと思うんです。

これ一番相談が多いという部分で、232件の中でということなので、その下に、教員や小学校からの相談とありますが、そのスクールカウンセラーの先生に、出て来れない子どもたちに対して、どういう手当てをしたらいいのかっていう相談ということなんでしょうか。

●議長

教育次長。

●教育次長

今、笹木議員の言われたとおりです。

現在このスクールカウンセラーは、奈井江中学校に常駐しておりますので、もし小学校の方ですね、担任の先生だとかを通じてですね、困ったことがあって、相談したいということの申し出がありましたら、それぞれの学校、小学校に行って、スクールカウンセラーが対応しているというのが実態であります。

以上です。

●議長

他になければ質疑を終わります。
報告第4号を報告済みと致します。

日程第10 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時45分)

●議長

日程第10、議案第1号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の5頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記と致しまして、専決事項は、平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）。

平成24年度奈井江町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ561万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,521万9千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

専決処分の年月日は、平成24年5月10日であります。

平成24年6月19日提出、奈井江町長。

今回の補正につきましては、昨年末から本年初めにかけて降りました大雪により被災した施設等の修繕及び復旧に係るものであり、安全確保の観点から迅速な対応が必要なため、最終確認を行いました5月10日付けでの専決処分を行ったものであります。

それでは、補正予算の内容について説明を致します。

失礼しました。第1表を読ませて頂きます。

6頁をお開き下さい。

第1表、歳入、歳出予算補正。

歳入、18款繰入金561万4千円を追加し2億981万9千円、歳入合計561万4千円を追加し50億6,521万9千円。

歳出、2款総務費169万6千円を追加し3億726万4千円、3款民生費4万4千円を追加し7億7,209万円、8款土木費103万1千円を追加し5億4,416万4千円、10款教育費113万3千円を追加し3億5,946万7千円、14款災害復旧費171万円を追加し171万円、歳出合計561万4千円を追加し50億6,521万9千円であります。

歳出から説明を致します。

9頁をお開き下さい。

総務費の総務管理費の財産管理費では、公共施設・緑地等の維持管理に要する経費で、町民プールほか4施設における樹木伐採委託料169万6千円を追加計上致しております。

民生費、社会福祉費の社会福祉施設費では、東町生活館換気口修繕料で2万7千円を追加。

老人福祉施設費では、老人福祉寮かおる荘の物置修繕料で1万7千円をそれぞれ追加しております。

土木費の都市計画費の公園費では、東町生活館横の児童遊園地遊具修繕料で103万1千円の追加。

教育費、小学校費の学校管理費では、奈井江小学校体育館窓修繕料で5万6千円の追加。

中学校費の学校管理費では、奈井江中学校ガス器具庫修繕料で10万6千円を追加計上致しております。

11頁をお開き下さい。

社会教育費、青少年対策費では、青少年会館集合煙突修繕料で18万9千円の追加計上。

公民館費では、公民館北側倉庫屋根修繕料で58万円、公民館東側公園内の東屋上部修繕料で8万6千円、合わせまして66万6千円の追加計上。

保健体育費の体育施設費では、町民プール北側フェンス修繕料で6万3千円、同じく町民プール案内表示板修繕料で5万3千円、合わせて11万6千円を追加計上致しております。

災害復旧費、農林業施設災害復旧費の農業施設災害復旧費では、クラマナイ排水路応急復旧工事費で74万4千円、十四号川上流部法面復旧工事費で96万6千円、合わせて171万円を追加計上致しております。

なお、以上における歳入歳出の差561万4千円につきましては、歳入予算7頁における財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番笹木議員。

●7番

今ほど副町長から説明がありました。

本当に近年にないすごい大雪で、春になって雪が解けたらびっくりするような周りの状態でしたけれども、この土木費の公園維持管理に要する経費、まずですね、これ今、説明では、東町生活館横の公園ってありましたけれども、1箇所だけなんですか。

まずお願いします。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今の笹木議員のご質問ですが、東町生活館の横遊園地、それと東町の住友公園、こちらについては都市公園なんですけど、こちらについては当初予算の修繕の中で対応を考えております。

以上です。

●議長
笹木議員。

●7番
103万1千円、今年の雪は大変だったんですけれども、思うのはね、雪対策として、秋に、ここの公園に限らずですね、取り外して保管するという方法で、何かしら手を加えて、修繕の掛からないようにというような状況は出来るんでしょうか、伺います。

●議長
まちなみ課長。

●まちなみ課長
各公園、それと各遊園地の取り外しのきく部分については秋口に取り外しをしておりますが、今回の東町生活館の遊園地につきましては、東町5区の雪の堆積場となっております、場所につきましても道路際だったということで、今回の雪の重みで遊具が破損してしまったということで、今回、新たにこの遊具を設置するにあたりましては、もう少し影響の少ない、例えば東町生活館のすぐ裏の部分に移設をしたいと考えておりますので、来年以降、そのようなことがないように除雪についても、排雪についても気をつけて行っていきたいと考えております。

●議長
笹木議員。

●7番
本当にじゃそこに捨てなかった雪、どこに捨てるんだというぐらい大雪でしたから分かるんですけれども、あの何トンの機械が、何トンの重さの機械が、雪の上に乗ってそして、雪を散らばしたりするわけですから、当然、パイプだとか、下にある遊具なんていうのは、もう本当に壊れるのは分かっているので、ただ、公園全体に散らばっている施設ではないので、遊具というのは、
ですからそこには機械が乗らないようにだとか、今、話しましたように、できる限り外せるものは外してというような方向でお願いしたいと思えます。

●議長
他にありますか。
森議員。

●6番
今ほど副町長の方から、11頁の14款の災害復旧費のところでお伺いします。
クラマナイ川の復旧工事の中で、応急ということを使われたんですけれども、これは今、仮に手当てをしておいて、いずれは本格的に直すということに捉えてよろしいですか。

●議長
まちなみ課長。

●まちなみ課長

今の森議員のご質問にお答えしたいと思いますが、クラマナイ排水路につきましては、空知総合振興局の担当係長の方が現地を見まして、今回、融雪災害ということで、なんとか対応出来ないかということで、現地を見て頂きました。

その中で、本来、融雪災害というのは、24時間雨量が80ミリ、もしくは融雪につきましては、融雪の雪密度が0.5と換算しまして、16センチ以上雪が解けた場合に24時間の雨量の80ミリ以上ということで、今回につきましては、奈井江町は8m21cm雪が降っているんですが、春先は、まとまった雨もなく、また気温も上昇しなかったことから、雨量だとかですね、雪の融雪については該当しないということで、空知総合振興局の係長からご意見を頂いておりました。

そのあとですね、道費補助という対策がありまして、地域づくり推進事業という道費補助がメニューとしてあります。

今、クラマナイ排水路につきましては、その道費補助の申請中でありまして、これにつきましては、道費が2分の1、補助としてつく予定でございますので、これが確定しましたら、次期の定例会に予算を、補正予算として計上したいと考えております。

●議長

ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時56分)

●議長

日程第11、議案第2号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の13頁をお開き下さい。

議案第2号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」

平成24年度奈井江町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,888万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,410万2千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

平成24年6月19日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、14款国庫支出金501万1千円を追加し2億6,482万6千円、15款道支出金194万円を追加し2億6,915万円、17款寄附金154万9千円を追加し155万円、18款繰入金6,978万8千円を減額し1億4,003万1千円、19款繰越金6,857万1千円を追加し6,857万2千円、21款町債2,160万円を追加し8億3,300万円、歳入合計2,888万3千円を追加し50億9,410万2千円。

歳出、1款議会費7万円を追加し4,344万3千円、2款総務費154万9千円を追加し3億881万3千円、3款民生費386万4千円を追加し7億7,595万4千円、6款農林水産業費134万円を追加し1億9,925万6千円、8款土木費45万3千円を追加し5億4,461万7千円、9款消防費1,731万9千円を追加し1億6,179万6千円、10款教育費428万8千円を追加し3億6,375万5千円、歳出合計2,888万3千円を追加し50億9,410万2千円。

第2表、地方債補正。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げますが、起債の方法、利率、償還の方法については、従前と変更がありません。

農業農村整備事業で230万円を追加し2,710万円。

16号西線交通安全施設(自歩道)新設工事で200万円を追加し310万円。

消防施設整備事業では1,730万円を追加し1,900万円であります。

補正の内容について、歳出から説明致します。

22頁をお開き下さい。

議会費では、議員研修車借上料で7万円を追加計上。

総務費の総務管理費の地域振興基金では、ご寄付による積立金154万9千円を追加計上致しております。

戸籍住民基本台帳費では、財源の振り替えを行っております。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費では、障がい者支援に要する経費として、障害者自立支援法の改正に伴う対応として、受給者証等の購入で4万2千円、療養介護の医療費支払手数料で2千円、扶助費で246万3千円、合わせて250万7千円の追加計上。

児童福祉費の児童福祉総務費では、保育所広域入所に要する経費と致しまして、1歳児・3歳児が美唄市へ広域入所することになったことから、この委託料として135万7千円を追加計上。

農林水産業費、農業費、農業振興費では、農業振興に要する経費として、人事異動に伴う職員の狩猟免許取得に要する費用として合わせて1万4千円の追加計上。

24頁に渡りますが、中山間地域等直接支払制度に要する経費では、事務費と致しまして、コピー用紙など消耗品で6万1千円、公用車燃料費で1万円、郵便料3万円、合わせて10万1千円の追加計上。

奈井江町地域農業再生協議会に要する経費では、協議会への交付金122万5千円を追加計上致しております。

農地費では、財源の振り替えを行ったところであります。

土木費の道路橋りょう費、道路新設改良費では、町道16号西線交通安全施設新設工事で内示額の変更に伴い560万円を追加計上。

都市計画費の下水道費では、下水道事業会計における繰越金の確定により繰出金の見込み精査を行い514万7千円を減額計上致しております。

消防費では、緊急通信指令システム整備の奈井江町負担分で1,731万9千円を追加計上したところであります。

26頁。

教育費、教育総務費の事務局費では、奈井江商業高校における部活動の活性化に向けた、寮の確保にかかる補助金として67万9千円を追加計上。

これにつきましては、「やすらぎの家」の実習研修室を利用することとなり、後ほど説明致します老人総合福祉施設事業会計補正予算において歳入予算を計上したところであります。

小学校費の学校管理費では、小学校の統合に要する経費を新設し、校章応募児童の謝礼等、校歌・校章採用者の記念品代として7万7千円、式典関係消耗品等で11万5千円、体育館や各教室などの校歌看板・校訓看板・校章の取替費用で74万1千円、備品購入費では新設奈井江小学校の校旗購入で85万円、江南小学校閉校式典の補助金として100万円、合わせて278万3千円を追加計上致しております。

保健体育費の学校給食費では、奈井江・浦臼学校給食センター給水加圧ポンプ取替の奈井江町負担分82万6千円を追加計上致しております。

続いて、歳入について説明致します。

18頁をお開き下さい。

国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金では、障がい者自立支援給付費等国庫負担金123万1千円を追加計上。

国庫補助金の土木費国庫補助金では、町道16号西線交通安全施設にかかる社会資本整備総合交付金364万円を追加計上。

国庫委託金の総務費委託金では、中長期在留者住居地届出等事務委託費で14万円を追加計上。

道支出金、道負担金の民生道負担金では、障がい者自立支援給付費等道負担金で61万5千円を追加計上。

道補助金の農林水産業費道補助金では、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金で122万5千円を追加計上。

中山間地域等直接支払推進交付金で10万円を、それぞれ追加計上致しております。

寄附金では、平北建設株式会社様、日研ツール株式会社様、井下芳子様、林文雄様のご寄附により154万9千円を追加計上致しております。

繰越金では、前年度からの繰越金6,857万1千円を追加計上。

20頁に渡りますが、町債の過疎債では、農業農村整備事業債で230万円、16号西線交通安全施設新設工事債で200万円、消防施設等整備事業債で1,730万円、合わせて2,160万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差6,978万8千円につきましては、18頁の歳入予算における財政調整基金繰入金を減額し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時06分)

●議長

日程第12、議案第3号「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書28頁をお開き下さい。
議案第3号「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」

平成24年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成24年6月19日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、4款繰入金425万9千円を減額し8,704万3千円、5款繰越金425万9千円を追加し426万円、歳入合計、補正額の変更はございません。合計で2億5,240万円であります。

歳出についての補正はありません。

今回の補正の内容については、歳入の繰越金で、前年度からの繰越金425万9千円を追加計上し、これに伴い、繰入金で繰越金と同額を減額計上し収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時08分)

●議長

日程第13、議案第4号「平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 31 頁をお開き下さい。

議案第 4 号「平成 24 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

平成 24 年度奈井江町の後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,468 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

平成 24 年 6 月 19 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、4 款繰越金 58 万円を追加し 58 万 1 千円、歳入合計 58 万円を追加し 9,468 万円。

歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 58 万円を追加し 9,420 万 1 千円、歳出合計 58 万円を追加し 9,468 万円。

今回の補正につきまして、歳入の繰越金で前年度からの繰越金 58 万円を追加計上致しておりますが、それに伴い、歳出で後期高齢者医療広域連合納付金として、後期高齢者医療保険料分 58 万円を追加計上致したところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時10分)

●議長

日程第14、議案第5号「平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書36頁をお開き下さい。

議案第5号「平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）」

平成24年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,497万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債は、第2表、地方債補正による。

平成24年6月19日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、3款繰入金514万7千円を減額し2億5,704万6千円、4款繰越金531万7千円を追加し531万9千円、6款町債10万円を追加し1億6,640万円、歳入合計27万円を追加し5億5,497万円。

歳出、1款下水道費27万円を追加し7,579万5千円、歳出合計27万円を追加し5億5,497万円。

第2表、地方債の補正、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

資本費平準化債補正額10万円を追加致しまして1億5,250万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。

補正の内容について、歳出から説明を致します。

40頁をお開き下さい。

下水道費、下水道整備費の下水道建設費では、平成23年度事業の確定に伴う精査により、石狩川流域下水道事業負担金で27万円を追加計上致しております。

公債費の元金では、財源の振り替えを行っております。

次に、歳入について説明致します。

繰越金で、前年度からの繰越金531万7千円を追加計上。

町債では、個別排水事業における、減価償却費の確定に伴い、資本費平準化債で10万円を追加計上したところであります。

以上における歳入歳出の差514万7千円につきましては、一般会計からの繰入金の減額を行い、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時15分)

●議長

日程第15、議案第6号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の42頁をお開き下さい。

議案第6号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」

総則、第1条、平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款病院事業費用67万3千円を追加し11億8,831万6千円。

平成24年6月19日提出、奈井江町長。

今回の補正について、収益的支出から説明を申し上げます。

43頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の経費では、内視鏡・洗浄装置消毒点検委託料で57万8千円、自動車損害賠償補償金で9万5千円、合わせて67万3千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では3,879万6千円の赤字となり、繰越実質収支で3億3,692万2千円の黒字を見込んでいます。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

6番森議員。

●6番

支出のところで、今、副町長が経費のところで説明があったんですけども、補償費のところで金額は小さいんですけども、9万5千円、自動車損害賠償補償金っていうことが書いてあるんですけども、この内訳を説明して頂きたいと思っております。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の森議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の補償費9万5千円につきましては、病院で進めております訪問看護の訪問看護サービス中におきまして、訪問看護車、使用しております訪問看護車が訪問看護サービスを終了後、当院に帰院する途中にちょうど道路向かいに駐車していた車がございました。

その車と私どもの訪問看護車が接触をし、相手のその車に損害を与えたということでございまして、その車の修理費が9万5千円ということでございます。

なお、今回、財源、収入の方ではみてございませんが、現在、この費用につきましては、保険適用ということでの申請を行っているところでございまして、確定次第、収入の方でまた、補正を組まさせていただきますと思っております。

なお、今回の事故等につきまして、大変、ご心配とご迷惑をおかけ致しまして大変、申し訳ございませんでした。

以降、職員の交通安全等についての普及啓発についてはしっかりやっていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

●議長

6番森議員。

●6番

今の課長の説明で分かりました。

金額が小さいからね、これ、物損だけで終わったということで解釈でよろしいですね。人身ではないということですね。はい、分かりました。

●議長

他にありませんか。
7番笹木議員。

●7番

今、説明がありました委託料のことについてちょっと伺いたいと思います。
5万7千800円。
内視鏡・洗浄装置の消毒、これがですね、点検のサイクルってどのぐらいの間隔で、この点検をしなければいけないのかということでお聞きします。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の笹木議員のご質問でございます。
内視鏡等々の保守点検につきましては、実は、毎年、点検を行っております、年に3回の点検を、毎年行っているところでございます。
それで今回の補正につきましては、この保守点検の委託料を、算定する際の一つのメーカーとのルールの中で、いわゆるあくまでもその、全2年間の修繕費に相当額をこの保守点検委託料に含めて委託料を決定するということになってございまして、今回全2年間の修繕相当額の数字が示された中で、最終的にこの保守点検委託料が確定をしたということでございまして、その追加として5万7千800円を追加をさせて頂いたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

他にありませんか。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第6号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時20分)

●議長

日程第16、議案第7号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書44頁をお開き下さい。

議案第7号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第2号)」

総則、第1条、平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、介護老福事業収益79万8千円を追加し2億8,323万円。

支出、第1款、介護老福事業費用108万円を追加し3億4,506万1千円。

平成24年6月19日提出、奈井江町長。

補正予算の内容について、収益的支出から説明を申し上げます。

46頁をお開き下さい。

介護老福事業費用の事業費用の経費では、新棟トップライトの雪害対策として上屋取り付けに19万4千円、新棟東側テラス改修で68万3千円、暖房ボイラープレート熱交換器取替で20万3千円、合わせて108万円を追加計上致しております。

次に、収益的収入であります。介護老福事業収益の事業外収益、その他事業外収益で、先ほど一般会計でも申し上げました実習研修室の利用料79万8千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では617万8千円の赤字となりますが、繰越実質収支で7,472万7千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

6番森議員。

●6番

ちょっと確認致したいんですけども、支出のところで経費の中で修繕費があるんですけども、新棟トップライトの上屋取り付け他って書いてあるんですけども、これは、このトップライトの上屋取り付けっていうのは、今年、雪害で壊れたところの上屋のことを言っておられるのかどうか。

ちょっと確認致したいと思います。

●議長
表施設長。

●施設長
森議員の質問にお答え致しますけれども、修繕費のトップライトの件でございますけれども、これにつきましては4月の臨時会で補正をさせて頂いた、今、議員が言われるように、新棟のトップライトの上屋の取り付け他でございます。

●議長
森議員。

●6番
その取り付けは19万4千円って今、報告があったんですけれども、金額にしたら、大きな金額でないんですけれども、この金額で、今後、雪対策が完璧に防げるのかどうか、ちょっと心配なところもあるんですけれども、間違いないですか。

●議長
表施設長。

●施設長
今のトップライトの修繕費19万4千円、議員、金額的にもご心配されているのかなと思うんですけれども、これ、2箇所なんですよね。

南側と北側にトップライト、前回ご説明致しました空調の屋根が、小屋がございまして、南側と北側に1箇所ずつ、トップライトございまして、今回、割れたものについては北側ということです。

今回の修理につきましては、うちの方のまちなみ課の建築の方の担当の担当者と協議を重ねまして、鉄骨の骨組みでですね、約2mほどの上屋をかけて、その上に屋根をかけると、ということで、それで、耐久的にも問題ないだろうということですので、その方法で、今回の補正額は組ませて頂きましたけれども、それプラス、当然のごとく、今回みたいなことがございましたので、その上屋の屋根の除雪というか、そのへんも気をつけて、やって、この対策と致したいと思って、今回、計上させて頂きました。

●議長
他にありませんか。

(なし)

●議長
質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長
討論なしと認めます。
議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

おはかりします。

6月20日は、議案調査のため休会と致したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため6月20日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれにて散会と致します。

大変どうもご苦労さまでした。

(14時26分)

上記事項は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため茲に署名する。

平成 年 月 日
奈井江町議会議長
署名議員

//

平成24年第2回奈井江町議会定例会

平成24年6月21日（木曜日）
午前9時58分開会

○ 議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 8号 奈井江町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 9号 奈井江町立保育所条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第10号 奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第11号 奈井江町介護サービス事業条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第12号 空知教育センター組合規約の改正について
- 第 7 議案第13号 奈井江町土地開発公社の解散について
- 第 8 議案第14号 奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 9 議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第10 議案第16号 工事請負契約について【奈井江小学校大規模改造工事（第1期工事）】
- 第11 意見案第1号 国民健康保険制度に関する意見書
- 第12 会議案第1号 議員の派遣承認について
- 第13 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第14 調査第 2号 所管事務調査の付託について

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤	共子	2番	石川	正人
3番	三浦	きみ子	4番	大矢	雅史
5番	森岡	新二	6番	森	繁雄
7番	笹木	利津子	8番	森山	務雄
9番	鈴木	一男	10番	堀	松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北良治
副町	長	三本英司
教育	長	村上清司
会計	管理者	篠田茂美
まちづくり	課長	相澤公
くらしと	財務課長	小澤克則
ふるさと	振興課長	碓井直樹
おもいやり	課長	岩口茂
まちなみ	課長	大津一由

健康ふれあい課長	小澤敏博
やすらぎの家施設長	表久義
教育次長	鈴木木隆
ふるさと振興課長補佐	秋葉秀祐
教育委員長	萬孝志
農業委員会会長	桑島雅憲
代表監査委員	中野浩二

○ 欠席した者の職氏名

おもいやり課付課長	南秀則
-----------	-----

○ 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	萬博文
庶務係長	栗山ひろみ

(9時58分)

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。
定例会の出席大変ご苦労さまです。
只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、5番森岡議員、6番森議員を指名します。

日程第2、議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(9時59分)

●議長

日程第2、議案第8号「奈井江町立学校設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。
47頁をお開き下さい。
議案第8号「奈井江町立学校設置条例の一部を改正する条例」
奈井江町立学校設置条例の一部を次のように改正する。
平成24年6月19日提出、奈井江町長。
本条例は、奈井江小学校と江南小学校を平成25年3月31日で閉校し、町立小学校1校とし、新たに奈井江小学校を新設するため、本条例の一部を改正するものであります。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第3、議案第9号「奈井江町立保育所条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の48頁をお開き下さい。

議案第9号「奈井江町立保育所条例の一部を改正する条例」

奈井江町立保育所条例の一部を次のように改正する。

平成24年6月19日提出、奈井江町長。

本条例は、保育料の算定にあたり、平成22年度税制改正による扶養控除等の廃止による影響を生じさせないこと、及び児童福祉法の一部改正により、障がい児施設の見直しが行われたことに伴い本条例の一部を改正し、本年4月1日から適用しようとするものであります。

詳細については、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

それでは私から、議案書と併せて資料を提出しておりますので、説明につきましては資料をもって説明をさせていただきます。

資料の7頁の新旧対象表をご覧頂きたいと思います。

今回の条例改正は、厚生労働省の通知により、平成22年度税制改正において、年少控除及び特定扶養控除の上乗せ分の廃止等が行われたことに伴い、所得税・個人住民税の税額等と連動している保育料徴収金の算定に影響が生じることから、扶養控除見直し前の旧税額を用いて、見直しによる影響を生じさせないための改正をしようとするものであります。

また、児童福祉法の一部改正により、障がい児施設の見直しが行われたことに伴う文言の整理を行うための改正をしようとするものであります。

それでは、資料7頁になりますが、別表の備考第1において、第3階層では、市町村民税課税世帯において、所得税に係る住宅ローン控除等を適用しない旨の条項を追加しております。

中段以降の第4階層から第8階層における、所得税課税世帯においては、年少扶養控除、16歳から18歳までの特定扶養の上乗せ分廃止の影響を生じさせないため、厚生労働省の通知に基づき、各控除を行った上で計算する旨の条項を追加しようとするものであります。

下段の、第1号については、文言整理を行っております。

続きまして、8頁に移りますが、第2号については、租税特別措置法における、バリアフリー住宅等の住宅改築に係ります控除の条項を追加しております。

第2項第1号では、配偶者のいない者の文言整理するものであります。

8頁の下段になりますが、第3項では、児童福祉法の一部改正に伴い、知的障害児通園施設など、通所施設・通所サービスが、児童発達支援及び医療型児童発達支援に再編されたことに伴う施設名の改正であります。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用しようとするものであります。

なお、本年度、保育料の徴収基準表の改正において、厚生労働省からの通知に基づき算出したところ、第5階層から第8階層の一部において、月額100円から300円の増額となるものであります。本町と致しましては、子育てを支援するという見地に立ち、本年度は据え置くことを申し添えます。

以上、奈井江町立保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第4、議案第10号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の49頁をお開き下さい。

議案第10号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例」
奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正、50頁の奈井江町手数料条例
の一部改正、51頁の奈井江町葬斎場の設置及び管理に関する条例の一部を、次のよう
に改正する。

平成24年6月19日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び、外国人登録法が廃止された
ことに伴い、関連条例の一部を改正しようとするものであります。

施行日につきましては、関連法の施行日であります、平成24年7月9日から施行し
ようとするものであります。

詳細については、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願
い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

それでは私から、議案第10号の奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部
を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

これも併せて資料を提出しておりますので、資料を使って説明を致します。

資料の10頁の新旧対照表をご覧頂きたいと思います。

今回の改正につきましては、先程説明があったように、外国人住民の利便の増進及び
市町村等の行政の合理化を目的と致しまして、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象
に加えるため、住民基本台帳法の一部が改正されたこと、外国人登録法が廃止されたこ
と及び文言整理のため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、10頁の第2条の登録資格においては、外国人登録法の廃止に伴い、条項
の削除及び文言の整理をするものであります。

第7条の印鑑登録証の再交付においては、条文及び文言の整理を行っています。

続きまして、11頁に移りますが、第10条の表題及び、第1項中の文言整理をする
と共に、第3号では、外国人登録法の廃止により条項を削除。

これに伴い、各条項を繰り上げまして、第4号では、失踪宣告を受けたときに、印鑑
登録の抹消を行う旨の条文を追加しております。

第5号では、非漢字圏の外国人にあつては、通称名、カタカナ標記を含む条文を追加。

第6号では、住民基本台帳法に伴います外国人住民でなくなったときの抹消要件の条
項を追加しております。

12頁に移りまして、第2項では、条項と文言を整理しようとするものであります。

第11条においては、第1号及び、第2号において、外国人登録法の廃止により外国
人登録票の削除及び、住民基本台帳法の改正に基づく通称名などの、登録を受理できな
い印鑑の要件に係る文言を整理しようとするものであります。

下段の第5号では、文言の整理を行っております。

次に、13頁に移りますが、ここでは、奈井江町手数料条例の一部を改正であります。

外国人登録法の廃止に伴い、別表第3項を削り、第4項を第3項として、第1号では
印鑑登録証の再交付要件を追加した上で、各号を繰下げております。

改正前の第5項から次頁までの第14項では、関係法令、条例の文言整理すると共に、
第14項までの各1項づつを繰り上げるものであります。

次に、16頁の奈井江町葬斎場の設置及び管理に関する条例では、外国人登録法の廃
止に伴い、文言整理をしようとするものであります。

なお、従前どおり奈井江町在住の外国人であっても、使用料を無料とするものであり
ます。

施行日につきましては、先程説明があったように、関連法の施行日である、平成24
年7月9日から施行しようとするものであります。

以上、奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例についてご
説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森議員。

●6番

今、課長の方から説明頂きましたんですけど、外国人登録法が廃止されたということ
で、条例の整備だと思えますけれども、これ、長く奈井江町に住んでいる方と、また就
労ビザで来ている方はどのようになるのか、また今現在、奈井江町には、何人の方が該
当になるのかお伺いしたいと思えますけれども。

それと、これは国で、まだ決まっていないと思えますけれども、これ、住民基本台
帳に載ってくるということは、参政権の方はどうなっていくのか、それをちょっとお聞
きしたいと思えますけれども。

●議長

おもしろい課長。

●おもしろい課長

質問にお答え致します。

今回の外国人登録法の廃止並びに住民登録法の改正によりまして、外国人の登録要件と致しまして、在住が3カ月以上の者に対して、住民登録をするということになっております。

これに伴いまして、例えば、永住の方もそうですし、それと、色々な形で就労するという方も対象になろうかと思えます。

対象につきましては、現在、外国人につきましては12名の方が在住しております。

それと、参政権につきましては、住民登録はされますが、国籍条項等に変更はございませんので、今までどおり、外国人の方については参政権がないということでご理解頂きたいと思えます。

以上でございます。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時14分)

●議長

日程第5、議案第11号「奈井江町介護サービス事業条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

52頁をお開き下さい。

議案第11号「奈井江町介護サービス事業条例の一部を改正する条例」

奈井江町介護サービス事業条例の一部を次のように改正する。

平成24年6月19日提出、奈井江町長。

本件につきましては、介護保険法の一部改正により、改正をしようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

おはようございます。

それでは、奈井江町介護サービス事業条例の一部を改正する条例につきまして、資料に基づきご説明をさせて頂きたいと思っております。

資料の17頁、資料6をお開き頂きたいと思っております。

まず、第1条の目的では、今回の介護保険法の一部改正によりまして、介護療養型医療施設の廃止期限が平成30年3月31日までの6年間延長となったことから、この間の経過措置と致しまして、健康保険法等の一部を改正する法律により位置づけられたことによる文言の整理を行ったものでございます。

第2条の奈井江町が行う介護サービス事業では、今回、新たに介護サービスと致しまして、定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスと複合型サービスが追加されたことによりまして、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の法的定義の項目が繰り下がったこと、また、先ほど申し上げました第1条の改正のとおり、介護療養型医療施設の法的定義が健康保険法等の一部を改正する法律に切り替わったことによりまして改正であります。

次に第6条の利用者負担及び実費に相当する費用等では、サービスの食費、滞在費及び居住費におきます所得段階の軽減対象者である、特定入所者の法的規定、及びサービスの文言の整理を行ったものであります。

以上、奈井江町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 12 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 17 分)

●議長

日程第 6、議案第 12 号「空知教育センター組合規約の改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 53 頁をお開き下さい。
議案第 12 号「空知教育センター組合規約の改正について」
地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、空知教育センター組合規約を次のとおり改正する。

平成 24 年 6 月 19 日提出、奈井江町長。

空知教育センター組合規約の一部を改正する規約。

空知教育センター組合規約の一部を次のように改正する。

本案につきましては、空知教育センターの事務所の移転、及びそれに伴う事務に関する経費の負担金の分賦の割合を変更するため、本規約の一部を改正しようとするものであります。

なお、この規約は空知教育センター設置条例の一部を改正する条例が施行される日から施行するものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第12号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

日程第7、議案第13号「奈井江町土地開発公社の解散について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書54頁をお開き下さい。
議案第13号「奈井江町土地開発公社の解散について」
公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、奈井江町土地開発公社の解散について、議会の議決を求める。
平成24年6月19日提出、奈井江町長。
奈井江町土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条の規定に基づき、昭和47年11月に設立され、企業向けの工業団地や住宅のほか、学校、福祉施設など民間への分譲や公共施設の整備を目的とした土地造成事業等を行って参りました。
しかし、近年の社会経済情勢から土地開発公社による公共用地の先行取得の必要性も薄まり社会的役割並びに初期の目的は達成したものと考え、4月13日に開催致しました、土地開発公社理事会において出席理事の全会一致で解散が同意されました。
このことをもって議会の議決を求めるものであります。
記と致しまして、1の解散時期につきましては、議会の議決を経て、北海道へ解散認可申請を提出し、解散認可を受けた日となります。
2の解散理由につきましては、今ほどご説明したとおりであります。
3の財産目録につきましては、次の頁に記載してございますが、平成24年6月1日現在の正味財産6,288万973円となります。
4の財産の処分方法については、正味財産、今申し上げました6,288万973円から、清算終了までの間に要する経費を差し引いた額を残余財産とし、奈井江町土地開発公社第25条第2項の規定により、奈井江町に引き継ぐものであります。
5の清算人につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条の3の規定により、解散したときは、理事が清算人となるとされておりますので、理事会において、私が選任され、解散後の清算事務を務めることとなっております。
以上、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

- 議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

- 議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

- 議長
討論なしと認めます。
議案第13号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長
異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時22分)

- 議長
日程第8、議案第14号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

- 副町長
議案書の57頁をお開き下さい。
議案第14号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」
奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、町議会の議決を求める。
平成24年6月19日提出、奈井江町長。
本条例につきましては、提案理由に書いてございます6つの事業について、新たに奈井江町過疎地域自立促進市町村計画に加えようとするものであります。
詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

- 議長
まちづくり課長。

●まちづくり課長

おはようございます。

それでは、議案第14号について説明をさせていただきますので、定例会資料の20頁をお開き下さい。

今回の変更は、今ほど副町長より説明のありました提案理由に記載の6事業の実施に伴う改正となっております。

1、基本的な事項の(4)地域の自立促進の基本方針のキ、地域文化の振興に地域の活性化については、子どもから高齢者まで、気軽にかつ多目的に利用できる多世代交流の拠点となる環境を構築する。を追加したほか、ク、その他地域の自立促進に関し必要な事項に、④13号東線(イ)車道等舗装改修事業と、⑤地域公共交通維持改善事業を追加してございます。

資料の21頁をお開き下さい。

3交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進(3)計画では、(1)市町村道の道路から、13号交通安全施設(自歩道)整備事業を削除しております。

これは、交通安全施設のほかに車道の舗装改修も併せて行なうこととし、新設になりました2段ほど下がりますが、新設になりました(10)過疎地域自立促進特別事業の欄において、地域公共交通維持改善事業と併せ、13号東線(イ)車道等舗装改修事業として登載してございます。

1項目分、上に戻りまして、(5)電気通信施設等情報化のための施設の欄を新設し、道と市町村を繋ぐ防災行政無線であります北海道総合行政ネットワーク更新整備事業を掲載しております。

22頁をご覧下さい。

4生活環境の整備(3)計画の(4)消防施設では、整備後20年が経過し、更新が必要となった、砂川署に配備する緊急通信指令システム更新事業負担金事業を登載してございます。

23頁をお開き下さい。

7教育の振興(3)計画の(3)集会施設、体育施設では、体育館のボイラー工事を登載してございます。

24頁をご覧下さい。

8地域文化の振興等の(1)現状と問題点では、③地域の活性化を新設し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりの議論を進める中、高齢者のみならず、多世代の方が気軽に集い、交流できる場の構想が生まれるとともに、農・商・工の力を集結、連携することにより、地域の活性化にも寄与する地域コミュニティの拠点の検討を進めているというような部分を新たに盛り込んでおります。

続く25頁では、この現状と課題を受けまして、④の欄と(3)計画の欄に、事業の一覧表の中にですね、(仮称)地域活性化ホールの整備についてをそれぞれ新規に登載してございます。

26頁をご覧下さい。

こちらは、特別事業として実施する事業について記載をしておりますが、新たに13号東線(イ)車道等舗装改修事業と、地域公共交通維持改善事業を追加してございます。

以上、過疎地域自立促進市町村計画の変更について、説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご決定の方をよろしくお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第14号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時28分)

●議長

日程第9、議案第15号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。
大変ご苦労さまでございます。
それでは議案第15号でございますが、固定資産評価審査委員会委員、山崎由美子氏が平成24年6月23日付けをもちまして任期満了となりますので、引き続き、山崎由美子氏を選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。
平成24年6月19日提出。
なお、履歴については、64頁に記載されておりますので、よろしくご同意の程をお願い申し上げます。
以上、提案と致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第15号を採決します。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定しました。

日程第10 議案第16号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時30分)

●議長

日程第10、議案第16号「工事請負契約について【奈井江小学校大規模改造工事(第1期工事)】」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

65頁をお開き下さい。
議案第16号「工事請負契約について」
下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決を求める。
平成24年6月19日提出、奈井江町長。
記と致しまして、契約の目的は、奈井江小学校大規模改造建築主体工事(第1期工事)であります。
契約の方法は、指名競争入札により、契約の金額は1億132万5千円。
このうち消費税及び地方消費税の額が482万5千円であります。
契約の相手方は、空知郡奈井江町字奈井江32番地13、株式会社鈴木東建 奈井江本店内における鈴木東建・共和経常建設共同企業体であります。
工期は、平成24年6月21日から同年の10月31日までの予定をもっております。
入札の執行調書につきましては、次の頁に掲載をしておりますので、お目通しを頂きたいと思っております。
以上、よろしくご審議の上、決定をお願い致します。

- 議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

- 議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

- 議長
討論なしと認めます。
議案第16号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長
異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時32分)

- 議長
日程第11、意見案第1号「国民健康保険制度に関する意見書」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

- 事務局長
(意見案第1号) 朗読

- 議長
提案者の補足説明があれば、発言を許します。
6番森議員。

- 6番
只今、局長の方からお話があったんですけども、私の方から、補足説明をさせて頂きたいと思います。
国民健康保険は国民皆保険者の中核として、健康保険、各種共済組合等の被用者保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、生活保護世帯以外の方の対象としている保険であります。
自営業者や年金生活者、無職者や非正規労働者等が加入しております。

この方たちはいつ起こるか分からない病気や怪我に備えて、必要な医療費に当てる保険であります。

国の医療費の状況は2008年度ではありますが、34兆1千億円で、そのうち市町村の国保は10兆3,331億円であります。

また、75歳以上の後期高齢者の方の医療費が11兆9,440億円で、残りが被用者保険、公的負担に係わる医療費であります。

したがって、国民被保険者の30%が国保の医療費で35%が後期高齢者の医療費になっております。

特に国保被保険者の平均年齢は49.2歳になって高年齢で他の被保険者よりも高く、一人当たりの医療費も必然的に高くなっている現状であります。

また、70歳以上の加入率が高いため、医療費の負担が大きくなっている現状でもあります。

奈井江町においても、国民健康保険の加入者数は21年度の集計ではありますが1,767名、世帯数では1,043世帯の加入で、平均年齢は54.6歳と高くなって、そのうち、65歳から74歳までの割合は43.1%となっております。

非常に高齢者の割合が高くなっているのが現状でございます。

加入者1人あたりの医療費は全国平均の33.4万円より高い38.4万円になっており、保険料負担率は全道平均の11.1%を上回る11.7%になっていることから、現状でも加入者には大きな負担を強いられておられます。

今後、ますます高齢化を迎えるあたり、国民健康保険の保険料の負担は、増える一方になります。

5月の臨時会では国民健康保険事業会計の負担率を上げる決定を下されました。

この決定も現状を見る時に2、3年後には、更に負担増になることは明らかであります。

ですが、負担増にも限界があり、国民健康保険を取り巻く環境はまことに厳しいものがあります。

こうした状況を考える時に、国民健康保険は制度として破綻状態にあるのではないかと考えられます。

したがって、国民健康保険制度の健全化に向け、総力で取り組むよう強く国に求めるものであり、記の2番目については、自治体が単独で取り組む事業に対しては、国は国庫負担金の減額を行おうとする制度です。

この制度の廃止を強く要望するものでございます。

どうか全議員の賛成をもって、可決決定をして頂くようお願いを申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
意見案第1号を採決します。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり可決されました。

日程第12、会議案第1号の上程・説明・承認

(10時38分)

●議長

日程第12、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

本案は、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

日程第13、調査第1号の上程・説明・付託

(10時40分)

●議長

日程第13、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第14、調査第2号の上程・説明・付託

(10時41分)

●議長

日程第14、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号)朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成24年奈井江町議会第2回定例会を閉会します。

皆さん大変、ご苦労さまでした。

(10時43分)

上記事項は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため茲に署名する。

平成 年 月 日
奈井江町議会議長
署名議員

//